

衆第一議院内閣委員会議録第 六号

昭和五十九年四月五日(木曜日)

午後二時七分開議

出席委員

委員長 片岡 清一君

理事 池田 行彦君

理事 深谷 隆司君

理事 小川 仁一君

理事 市川 雄一君

理事 石原健太郎君

理事 大島 理森君

理事 菊池福治郎君

理事 鈴木 宗男君

理事 藤原哲太郎君

理事 月原 茂皓君

元信 堯君

鈴切 康雄君

出席國務大臣 辻 第一君

運輸大臣 大森 政輔君

内閣法制局総務大臣 鈴木 宗男君

内閣法制局第一部長 前田 正道君

人事院総裁 田中 慶秋君

内閣事務総局給与局長 三浦 久君

人事院内閣総務審議官 橋本 豊君

官房総務審議官 山本 悟君

北方対策本部審議官 宮内庁次長 勝山

官房総務審議官 橋本 豊君

官房総務審議官 山本 悟君

官房総務審議官 宮内庁次長 勝山

官房総務審議官 橋本 豊君

官房総務審議官 山本 悟君

出席政府委員

委員外の出席者

運輸大臣官房長 松井 和治君

運輸大臣官房総務審議官 西村 康雄君

運輸省港湾局長 小野寺駿一君

運輸省鉄道監督 局長 永光 洋一君

運輸省自動車局 長角田 達郎君

運輸省航空局長 山本 長君

宮内庁書陵部長 宮尾 盤君

厚生大臣官房統計情報部管理課長 菊池 貞夫君

労働大臣官房統計情報部情報解説課長 甘粕 啓介君

自治省行政局公務員部公務員第1課長 柳 克樹君

日本国有鉄道常務理事 岡田 宏君

内閣委員会調査室長 緒方 良光君

内閣法務局総務課長 林 大幹君

内閣事務局第一部長 田中 三浦

内閣事務局人事課長 田中 三浦

旧満州棉花協会等を恩給法による外国特殊機関として指定に関する請願(山本幸雄君紹介)(第一九八九号)は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

皇室經濟法施行法の一部を改正する法律案(内閣提出第一四号)

運輸省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出第一五号)

○片岡委員長 これより会議を開きます。

内閣提出、皇室經濟法施行法の一部を改正する法律案を議題といたします。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。柴田睦夫君。

○柴田(睦)委員 本法案の改正点は、天皇及び内廷皇族との賜与と譲り受けの限度額を引き上げようとすることと、二点目は内廷費及び皇族費の引き上げであるわけです。この法案に沿つて質問しますが、まず初めに、賜与及び譲り受けのことです。

皇室經濟法の第二条四号に該当する賜与、譲り受け、これにはどういうものがあるのか、具体的な事例と、その内訳はどうなっているのか、示していただきたいと思います。

○山本(悟)政府委員 賜与及び譲り受けにどういうものが該当するのかという御質問と存じます。憲法ないしこの法律の趣旨から申し上げまして、こういうものにつきまして一定の限度といふものを設けておるその趣旨と申しますのは、言うまでもなく、賜与につきましては、非常に多額のものを、特定のところに財産的の価値のあるものを、皇室が与えることによりまして皇室と特定の者を皇室が与えることによりまして皇室と特定の者

との間に特別な関係を結ぶ、こういうことを避けるべきである、それからまた譲り受けの方におきましては、国民の方々から非常に財産的の価値のあるものを皇室に献上というようなことをすることによりまして皇室に特定の非常に大きな財産が集まる、こうすることを避ける趣旨と存ずるわけあります。

そういう意味のことから賜与と申しますものについて考えれば、内廷ないし皇族の方からいろいろと財産的の価値のあるものを国民の方方に与えられるという中身になろうと思います。実際の運営といたしましてそれじゃどんなものがあるのかといふことになつてしまりますと、典型的な例を申せば、大雨災害といったようないろいろな天災等のときに、人災の場合もございますが、そういった災害等のときに陛下あるいは両陛下がいろいろな角度からお見舞い金をお出しになる、こういうふうなことは内廷として行われております賜与の最も典型的な例であろうと思います。そのほか、社会福祉関係団体に賜ります下賜金、そういういたものの中には、例えば赤い羽根の中央募金会あるいは国土緑化推進委員会といったようないろいろな各種団体があるわけであります。そういったよくななどころに賜りますもの、あるいは芸術あるいは学問、文化といったような関係で、日本学士院あるいは日本芸術院といったよくなどころの受賞者に対しまして金銭ではなく銀花瓶を下賜しておりますが、恩賜賞でございますが、こういったものもこの内廷からのものに該当いたすというよう思っております。

また譲り受けにつきましては、この限度額を設けた趣旨から考えて金銭的な、財産的な価値のあるものとらえていわゆるわけですが、実際に運営といったしまして内廷の方で考えますと、両陛下地方行幸啓の際に、地方特産のということ

で県知事を通じまして献上のある、その場合に特産でござりますから生鮮食料品といったようなものは除きましても例えばお皿でございますとか、そういった多少の財産的価値のあるものがござりますが、そういったものがこの譲り受けの典型的な例として申し上げることができるものではないかというように考へておるわけあります。

いずれにいたしましてもこの限度額が設けられました立法の趣旨というのは、皇室から特定のところにひものつくような大きな金額のものが行くことはいかがかというようなこと、あるいは皇室に多額の財産が集まるということはいかがかといふような趣旨からでござりますので、そういつたことに該当するような皇室からの支出あるいは皇室への受け入れというようなものは、ただいま申し上げましたようなのが典型的な例であると存じます。

○柴田(睦)委員 内訳の方についてもお聞きしたのです。内訳の方については言われません。限度額の引き上げを求めていらっしゃるのですから、現状は要するに限度額いっぱいに使われているというようだと思つておるのです。

内訳を示さないで額だけ引き上げてくれといふ要を求めるというのはちょっと話の筋が違う、言いあれば国会に対する態度としてもよろしくないといふように私は考えております。

そこで、賜与、譲り受けの金額がどうなつてゐるか、その中身を今までおつしやらないようですけれども、比率では例えば内廷費の内訳について答へられたことがあるわけです。そういう意味で、この比率くらいでは言えるんじやないか。もう一遍、賜与と譲り受けの内訳を明らかにするよう求めたいと思います。

○山本(悟)政府委員 内廷の方の賜与の限度額は現在九百九十万でございますが、実績の額で申し上げますと、やはり五十七年度あたりは九百九十万に非常に近くなっているという数字でございまます。また五十八年度の実績におきましても、集計

中でございますが、ほぼ同様な結果にならうと思ひます。五十六年度はこの結果は七百九十万、五十五年度は九百四十万というようなことで、比較的最近では、何しろ十数年間改定をいたしてないわけでありますから、非常に限度に近くなつておるということは事実でござります。

ただ、賜与の方をただいま申し上げたわけあります。そして、譲り受けの方は、先ほど申し上げましたようにこちらは譲り受けをお受けする方でございますから、お受けすること自体を非常に厳格と申しますか制限するような格好で、一般に何か献上したいというようなことがございましても原則としてお断りをするというような運営をいたしておりますので、これは三百三十万の限度額に対しまして五十六年は百八十万、五十七年は百七十万というような金額になつております。

ただ、それではなぜ今回これも引き上げをお願いするかというと、従来からやり方でございますが、賜与の方との関連で譲り受けを大体三分の一といふような考え方でもつて限度を置いているわけであります。これはあくまで限度でございますから、それまで支出するあるいはそれでもらうということではございませんで、そういうふたよな一対三といふような程度の運用をさせていただいているわけであります。これはあくまで限度額といふこの金額は限度額というのが大きければいい、もちろんそのような考え方を持つていいわけであります。やはり賜与にいたしましても譲り受けにいたしましても、社会活動の一環としてそういうことはあるわけでござりますので、社会通念的な意味での額といふものはおのずと出てまいりますから、それで支出するあるいはそれでもらうということではございませんで、そういうふたよな一対三といふような程度の運用をさせていたしました、こういうことでございます。

○柴田(睦)委員 賜与と譲り受けの限度額についての基本的な考え方には、先ほど山本次長がおつしやいましたけれども、要するに「皇室に財産を譲り渡し、又は皇室が、財産を譲り受け、若しくは賜与することは、国会の議決に基かなければならぬ」という憲法の八条があるわけで、本来は皇室の財産の出入りについては国会の議決が必要なわけです。しかし、それでは煩瑣に過ぎるので、細かいものについては国会の議決を除外する規定を設けたということになります。今質問しております限度額もこの一つであります。いわばこのような例外規定を必要以上に拡大するというの

は憲法八条の趣旨に沿わないということになると思ひます。前の宇佐美宮内庁長官も、これを非常に大きくしていくことは憲法の趣旨でもないのではないかと考へておる。参議院の内閣委員会で前に答弁されております。限度額を必要以上に拡大することは、憲法の趣旨ではないとうよう思うのです。

そこで、今まで九百九十万円、大体この範囲で賄つてこられた。それを今度八百十萬円上げられて千八百万円にするということは、不必要な拡大になりますしないかというようだと思ひますが、私の言つた憲法に基づく考え方と、今の点についてのお答えをお願いします。

○山本(悟)政府委員 この規定の立法の趣旨は御指摘のとおりであるわけでございまして、いたずらにこの金額は限度額といふのが大きければいい、もちろんそのような考え方を持つていいわけであります。やはり賜与にいたしましても譲り受けにいたしましても、社会活動の一環としてそういうことはあるわけでござりますので、社会通念的な意味での額といふものはおのずと出てまいりますから、それで支出するあるいはそれでもらうということではございませんで、そういうふたよな一対三といふような程度の運用をさせていたいたわけであります。それから後の現在までの物価の上昇率といふのをとりますと約二・四倍というようなことでございまして、やはりそれが四十七年に改定をして現在の限度額にしていただいたわけであります。それから後の現在までの物価の上昇率といふのをとりますと約二・四倍といふふたよな経済活動の範囲といふのは広がつているし、物価も上がつてゐる。こういうようなことになつておるわけでござりますから、それに対応いたしまして、同じ程度の規模の活動をなさるにいたしましてもそういうふうなものが必要になつてくる。今回お願いいたしましたのは、物価の上昇率そのものの二・四倍ではございませんで一・八倍といふところにとどめているわけでありますが、言つてもなく、これは先ほど来申し上げておりますように限度の額でございまして、一気にそこまでどうするこうするというようなものではございませんで、物価の上昇率よりも今回はます限度額もこの一つであります。いわばこの

は物価の実態、物価が上がつたからだということがだけではちよつと納得できないと思うのです。というのは、今までのこの限度額で、まあ本年はいづれいづれといふ程度まで來てゐるわけですから、その前はそこまでも行つていなかつた。憲法八条でなぜ皇室財産の流入入について国会の議決を求めているかということになります。

○柴田(睦)委員 賜与と譲り受けの限度額につ

いての要するに、戦前、国民の目から隠され莫大なるわけであります。しかし、そのために制定されたものである。したがつて、この引き上げの必要性があるなら、国民が納得する実態、その根柢を明確にすることが必要であつて、憲法の趣旨に沿うゆえんだというふうに思ひます。

○山本(悟)政府委員 先ほど典型的な例といふことで二、三申し上げたわけであります。あるいは事例を考えてみましても、やはり十数年前の物価における社会通念としての金額といふものと、十数年後におきます現在の物価における社会通念上の金額、これは皇室の場合であろうと個々人の場合であろうと違つてきているのではないかと存じます。もとの時からそれだけの物価の上昇率があるというふうなことであれば、そのところはそれを踏まえた金額にしなければ世の中から見て非常におかしな金額ではないかというふうなことに

もなり得るのではなかろうか。

それから、皇室に非常にべらぼうに財産が集まる、あるいは皇室から非常に特定のところにひもがつくというような社会的な影響力を行使できるような金額であればもちろん別でござりますけれども、これは内廷といいたしましての非常に幅広い御活動の中の全体としての制限額ということであればさような御意見を賜りますほどの金額の限度額を設定いたしたいと申し上げてあるのではないいかというふうにも存する次第でござります。

すと、この法律が施行された昭和二十二年当時から
の上昇率との関係で計算しますと、これは一千
八百万円には及ばないわけです。だからその点、
昭和二十二年から物価上昇率よりも多くな
つてているということを言つておきたいと思いま
す。

次に、内廷費、皇族費の引き上げの問題ですが、内廷費と皇族費の内訳を費目ごとに答弁していただきたいと思います。

○山本(悟)政府委員 内廷費及び皇族費の内訳の問題でござりますが、御案内のとおり、この点は宮廷費と違いまして、支出された限りは内廷費あるいは皇族費といたしまして国の公金ではない問題でございまして、いわゆる御内帑金の問題でござりますので、個別の項目、何に幾らという個別の金額の公表は差し控えさせていただきたいと思います。

○勝山政府委員 お答えいたします。

内廷費のうちの交際費が約一〇%ということで、前回の国会のときに宮内庁から申し上げた事実はござります。そこで、その一〇%ということでおございまして、現在二億二千七百万円の内廷費でございまして、二千七百万円をちょっと上回る、そういう金額にならうかと思います。

その使途の問題でございますが、一応そのときにも申し上げておりますが、交際費というよりも、これはグループとして六つの項目に分けてお答えをしておりますが、その項目としては、奨励金、それから災害見舞い金、その他私的な御交際の経費ということで一〇%程度、こういうふうに申し上げております。

○柴田(睦)委員 そうすると、この内廷費の交際費二千万円余りの支出というのは、それはやはり賜与に当たるのではないかというように思いました。す。そうしますと、賜与の限度額が現行で九百

九十万円しかない。交際費の残り一千万円以上と
いうのは、これはどうなっているか。結局、一千
万円以上のものについては使われないで残ってい

○山本(悟)政府委員 ただいま経済主管からお答
えいたしましたように、幾つかのグループに分け
て経費の割合を申し上げたわけでございまして、
そこの中に約一〇%ということで分類してあります
したところのものが、すべてここの中の法律に言うと
ころの限度額に該当いたしますようなものという
ような中身では実はないわけでございます。早い
話が、皇族間あるいは御親戚間ににおける御交際、
通常の家庭におきます交際と全く同じようなこと
がいろいろあるわけでございますが、そういうふた
もの、いわゆる金錢的なあるいは価値のある賜与
として特定するものと考えられないようなもの
ござりますし、いわゆる全くのお小遣い、内廷で
申せばお子様方まで含めての全部のあれでござい
ますが、そういったようなものも全部含められて
いるのか、あるいは賜与限度額を超えて使われて
いるのか、どういうことになつてゐるかといふこと
をお伺ひします。

おりますし、それから場合によつては外国の皇族

との間の私的な御交際、いろいろなものが入つておるわけでございまして、ここにまとめられました金額がすべてそういうような賜与の限度額に該当するというようなぐあいには理解をしていないわけでございます。この法律の限度額といふものにカウントする必要のあるものといたしましては、先ほど来申し上げておりますような金額で嚴重に管理をいたしておりますというふうに存じます。

○柴田(睦)委員 結局、内訳が示されないからわけがわからなくなってくると思うわけです。要するに、内廷の交際費ということで使われる中身を聞いていますと結局は賜与だというふうに見られますから、そういう中身が示されていないのでどうなののか、そのところがわからないままになつていると思ひます。

それから交際費については、宮廷費の中にも五十九年度予算で二千八百十萬円計上されているわ

さされてきたところがありますが、神社新報の記事によりますと、去年の五月十一日に山本宮内庁次長らが自民党的堀江参議院議員と会った際に、宮内庁側では「私事」といふよりも公費でできないものを内廷費でやる」と答えたと堀江議員が昨年の六月六日付の神社新報で語っておられるわけです。宮内庁としては内廷費と宫廷費の区別をこのような基準でやっておられるのか。これが事実ならちよつと問題があると思いますが、いかがですか。

○山本(悟)政府委員 内廷費及び宫廷費の性格上の区分でございますけれども、御案内のとおり、内廷費は、皇室経済法におきまして、天皇及び内廷にある皇族の日常の費用その他内廷諸費に充てるものということになつておるわけであります。それに対しまして、宮廷費の方は、これは毎年予算でもつてお決めいただき、かつ、これは国の公金でございまして、当然のことながら國の会計法

規に従い、かつ会計検査も受けるというような経

費になつてゐるわけであります。この辺の違いがござります。皇族の日常の費用その他内廷諸費ということをございますから、実際問題といたしまして、これでお渡しいただきました金額をどういうことございますから、内廷としてのお考え方でやつていらっしゃる、こういうことにならうかと思います。

したがいまして、宮廷費の方は、内廷のいわゆるお身の回り的的な意味での内廷じやない、公の象徴たる陛下としての御行動あるいはそれに伴う御行動、あるいは皇室用財産、これはその金額が非常に多いわけであります。しかし、宮殿初め陵墓その他皇室用財産の維持管理あるいは修繕、災害の復旧というようなことは全部宮廷費でやつてゐるわけであります。そういうような格好になつてゐるわけでござります。人件費は除きますけれども、その他のものはすべて宮廷費でやつておる、皇室関

あります。例えば、行幸啓といいうものを考えましても、公的な立場でいらっしゃる行幸啓における考え方と、それから純粹の私の御旅行としている考え方と、これはやはりそれぞれの経費の区分といいたしまして区別をいたして経理をいたしているわけであります。先ほども申し上げましたように、宫廷費は国の公金といいたしまして当然に国の会計法規に従つた経理をいたしている、この点は明確に申し上げられるところであります。

○柴田(睦)委員 結局は中身が出されないために内廷費と皇族費の引き上げ理由になつております物価上昇率の問題ですけれども、この物価上昇率というのは、東京都の区部で昭和二十二年の指報のような解釈をされるということになると思ひます。

す。これを内廷費で見ますと五十八年は二八になつておつて、ちょうど東京都区部の消費者物価上昇率の二倍になる伸びを示しております。こうして見ますと、物価上昇率から見ても引き上げることが本当に必要かどうか、疑問があると思いませんが、この点いかがですか。

○山本(悟)政府委員 物価上昇率及び公務員の給与改定率を勘案をいたしまして内廷費の変更をお願いする、こういうような考え方をとりましたのは昭和四十三年以来でございます。昭和四十三年に皇室経済会議の懇談会というのを開きいただきまして、その際の御決定によりましてこういう方針でやつたらどうだというような方針がそこの会議で出されまして、四十三年以来既に七回ばかりでございますかの改定を以上のような方針でやらせていただいている、こういうことになるわけであります。

当然のことながら、内廷費をいたしましては、内廷の日常の費用その他諸費用でございますから、これは構成員の方々の変動あるいは、例えば戦後を考えましても皇太子様の御成婚あるいは皇孫方の御誕生と、いろいろな要素もつてそういう必要性の変わってくる場合がもちろんござります。そういうようなこともございますが、四十三年からはただいま申し上げましたように物価と公務員の給与アップ率というものの勘案をしていくことをいきますかの改定をして、それ以来の改定をお願いをいたしました方針といいましては、一〇%を超したというようなときにもその他の事情を勘案して延期をしていただいたことがございますけれども、基本的には変わらないところでござります。

○柴田(睦)委員 じゃ、別な問題で……。

最近、京都で即位の礼をやるようについていることが京都の財界や自民党の京都府連などから言われております。即位の礼及び大嘗祭は京都で行うということが旧皇室典範第十一條にはありましたが、今日の主権在民、政教分離を規定した現憲法のもとでは廃止されております。これを事実上復

活しようとするもので、これは重大な問題を含んでいます。また、即位の礼を京都で行うことで、これは地盤沈下の関西経済の立て直しの契機にしようという財界の思惑もあるようです。ところで、宮内庁は皇位継承の儀式、これは儀式をやられると思いますけれども、どこでどのよ

うな形で行うように計画されているのか、お伺いします。

○山本(悟)政府委員 即位の礼につきましては、御案内のとおり皇室典範に規定があるわけでござりますが、具体的な内容は何ら決められていないところでございます。また、御指摘のとおりに、旧皇室典範では「即位ノ禮及大嘗祭ハ京都ニ於テ之ヲ行フ」という規定があつたことも事実でございます。そして、現在ないことも事実でございます。ところが、これをどこでといふようなことを申し上げるのが一番しかるべきじゃないかろ

うかと思います。

具体的な問題としてまだ考えられていないということを申しますかの改定がございましたときにそれによると、御指摘のとおりに考へられていないといふことは許されないのでないかというふうに考へております。その点で、ただいま御引用にあります。その点で、ただいま御引用にあります。その点で、ただいま御引用にあります。その点で、ただいま御引用にあります。

○柴田(睦)委員 現在の皇室典範の解釈におきまして

も、「即位の礼」と規定されておりることは、こ

れは國事行為であろうと存じます。したがいまし

て、それは内閣の助言と承認によつて行える事項

でございまして、現在の段階においてどうこうと

いうことは、私どもとしては一切聞いておりませ

ん。

○柴田(睦)委員 そうしますと、それはやはり即

位の礼を行う時期になつて、そのときに初めてど

こでどういう形でということを内閣の助言と承認

でやられる、皇位継承が始まつた段階でといふこ

とになるわけでしょうか。

○山本(悟)政府委員 具体の問題としてはそのと

おりあらうと存じますが、準備等云々といふよ

うな意味におきましても、現在のところ一切そ

う論議はされていないと存じます。

○柴田(睦)委員 法制局の方にお伺いしますが、

天皇の皇位継承があれば一連の儀式が行われるわ

けです。一般的には私的な行為と公的な行為があ

ると言われております。そうした中の一つに、大

嘗祭は旧皇室典範に規定されていましたけれども、今日ではその規定はなくなっています。皇位継承の際にこれは公的に行える儀式ではないと考えております。

以前、当委員会の質疑で当時の真田法制定長官が、「従来の大嘗祭の儀式の中身を見ますと、どうも神式でおやりになつてゐるようなので、それは憲法二十条第三項の規定がござりますので、そういう神式のもとにおいて国が大嘗祭という儀式を行なうことは許されないというふうに考えておりま

す。」と、こう言っておられます。法制局では今までこの見解は変わりがないわけでしょうか。

○前田(正)政府委員 ただいまお尋ねの大嘗祭は、從来皇位の継承がございましたときにそれに伴つて行われてまいりました神式の儀式であるよ

うに承知をしておりますけれども、そのような儀式でございまれば、これを國事行為として行な

ることは許されないのでないかというふうに考へております。その点で、ただいま御引用にあります。その点で、ただいま御引用にあります。その点で、ただいま御引用にあります。

○前田(正)政府委員 新嘗祭は宮内庁要覽でも神事と明記しております。これは明らかな神道行事であつた、これは先ほどの大嘗祭と新嘗祭の関係からい

つてもこのことが明らかであると思いますが、法制局の方もやはりそういう考え方であるかどうか、確認しておきます。

○前田(正)政府委員 新嘗祭につきましてはその実態を十分承知しておりませんので、ただいま宮内庁が御説明ありましたので、そのとおりだろ

うかと存じます。

○柴田(睦)委員 これは神道行事だということ

見なければなりませんが、この新嘗祭に協力を求めて、毎年、掌典長名で都道府県知事あてに通知が

出されております。掌典職といふのは皇室の祭祀をつかさどる職で、掌典長はその責任者であります。そしてこれは、言葉をかえれば、天皇の私的使用人の立場であります。公務員ではないわ

けです。戦前は皇室祭祀も公的行事で、掌典職も

宮内庁の一部局であつたわけですが、戦後は政教

分離の憲法原理から廃止されております。皇室祭祀をつかさどる掌典長が、公の機関である地方公共団体の長に対して新嘗祭に協力を要請する内容

の通知を出すということは、これは当然私的行為でなければできないことであるわけですが、たと

え私の行為であつても皇室の方が地方公共団体に

対して宗教行為の一端を担つてもらうようにする

のですが、宮内庁の見解はいかがでしょうか。

○山本(悟)政府委員 御指摘のとおりに、毎年新

嘗祭は、宮内庁要覽によりますと、「天皇陛下が、大嘗祭と新嘗祭の関係ですが、大嘗祭は天皇が即位の後に初めて行われる新嘗祭のことを行つて、その後毎年行われるのが新嘗祭と理解しておられます。新穀を皇祖始め神々にお供えになりて、神恩を感謝された後陛下自らもお召上がりになる神事である。宮中恒例祭典の中の最も重要なもの」というふうに書いてあります。宮中祭の中での新嘗祭はどのような位置づけを持っているのか、この宮内庁要覽に書いてあります今

あたりについてお伺いします。

○山本(悟)政府委員 現在皇室の行つていらっしゃいます祭事というものはいろいろな種類の行事が

随分ございますが、ただいま御指摘のございましては極めて重要な祭儀であるというよう

に私ども存じております。

きまして、各県知事に献納を希望される篤農家のあつせんをお願い申し上げております。しかしながら、この献納をしていただくことのあつせんと、お祭りするそのもののこととは私どもは理解をいたしていいわけでありまして、直接参加するものでもないし、そういうお立場で県の方の知事さんが受け取られて非常に困りになつたといふあいには私は存じておりません。

○柴田(睦)委員 事実関係を見ますと、掌典長の通知というのは毎年二月ごろに一度、知事に、「本年度の新嘗祭献穀について」という表題のもので、八月三十一日までに献穀者を報告するよう求めているわけです。そして九月中旬に、「新嘗祭献穀受納について」というもので、何月何日どこに来るようとに、いう趣旨が書かれております。

そこで問題になるのは、献穀を持つてくるときに県の職員を一名加えることを指示しているわけです。単に献穀希望者の取り計らいや、あくまで自主的にというのであるならば、県の職員がついてくることを指示する必要はないわけです。しかも、県の職員は地方公務員でありますと、地方公務員を宗教行事についてくることを掌典長が指示するのは、これは憲法違反の行為ではないか。どういう法的な根拠で行つているのかお伺いします。

○山本(悟)政府委員 たびたび申し上げますように、そういつたことは掌典長という、ちょっとと公務員と、私どもと違った立場でいたしております。いがなる文章が出ているか、ちょっと私もさう思います。あるいは篤農家の献穀者の方がいらつしやる際に、御案内その他については県の方の方がよりわかりやすいといふようなことでお願いをしていることがあるかも存じますけれども、そのことが直ちに宗教祭事に参加をさせると、いうこと

をお願いしておるというぐあいには存じないところでございます。

○柴田(睦)委員 先ほど言いました九月に出された通知「新嘗祭献穀について」、これは日時が書いてあります。それから参入人員として「献穀者とその家族一名宛 四名」「献穀関係者四名 合わせて八名まで(県一名入れる事)」こういうふうに書いてあるわけです。

新嘗祭の献穀祭行事、各県ではどういうふうにやっているかといいますと、献穀奉賛会を設立しまして、ここが献穀する形をとつてゐるわけですが、しかし、その奉賛会の構成は、国や県、市町村と農協の役員などが中心となつてゐるものであります。奉賛会をつくつてゐるところはどこでも同じ形態ですが、例えば一昨年の滋賀県の栗太郡新穀献納奉賛会の場合には、会員に栗東町長、町議会議長、農協組合長、参与に滋賀県農政課長や農林省の滋賀食糧事務所守山支所長など、事務局は栗東町建設部長、産業経済課長などが参加しておられます。国家公務員、地方公務員がこのように多数加わつてゐるわけです。

自治省にお伺いしますが、地方公務員がこうした宗教行事に職務を通じて、これは要するに市長とかあるいは事務所所長として参加するわけですから、参加していいのかどうかお伺いします。

○山本(悟)政府委員 先ほど、通知文その他何もございませんでしたので、これを見てみますと、おつしやいましたように参入人員といたしまして「献穀者とその家族一名宛 四名」「献穀関係者四名 合わせて八名まで」ということで、私が今入手しました文には県の同行ということは書いてございません。

○柳説明員 御指摘の点につきまして細かい実態を把握しておりませんが、具体的な事例に関しまして職員がある業務に従事する場合、それが憲法二十三条三項に違反するかどうかといふことにつきましては、昭和五十二年七月十三日の最高裁判決四日「設立総会 滋賀県農政課長來庁、市長に正式依頼」、十一月十

に照らしまして、個々の事例に即して各地方公共団体が自主的に判断すべきものというふうに考えております。

○柴田(睦)委員 これは滋賀県知事あての通知なのですが、それに「八名まで(県一名入れる事)」、次長が持つておられるには書いてないそうですけれども、滋賀県に行つたのはちゃんと書いてあるわけです。コピーですけれども、ちょっと委員長、見せることがあります。

○片岡委員長 どうぞ。

○山本(悟)政府委員 ただいま滋賀県あてのものを拝見いたしまして、ここには、このコピーでは括弧して「県一名入れる事」というのがあることは確認いたしました。

○柴田(睦)委員 では、実際に出されているものが、県を入れることをちゃんと書いてあるのかどうか、そういう点はこれから調べていただけますか。そして、そういうことを入れることは違法ではないか、その点についての御見解をお伺いします。

○山本(悟)政府委員 確認はしてみたいと存じます。ただ、先ほど来申し上げましたように、この献穀そのものは、県にお願いしているのは献穀者の篤農家のあつせんということを中心といたしていることでございまして、そのこと自体はまさに祭儀そのものといふぐあいには私どもは存じております。

○柴田(睦)委員 この献穀祭行事をやる上で、地方公共団体及び地方公務員がどういう役割をして、またどういう神事を行つてゐるか、その具体例をちょっとと五十四年度の大津市の例で言いますと、五十四年度ですが五十三年から始まるわけで、五十三年の三月二十四日「説明会 概要説明を受け(滋賀県農政課長來庁)」といふことになります。それから八月十六日「打合せ会

事宛奉耕者の決定報告」、それから五月二十二日にはまた「奉告祭 牧町八幡神社で種子引継奉告祭を斎行」、それから次は、四月二十三日「小祭 地鎮祭、播種祭を斎行」、それから五月二十六日「大祭 お田植祭を斎行」、九月二十日「中祭 抜穂祭を斎行」、それから十月二十二日「檢分式 知事(代副知事)の檢分(県庁貴賓室)」、それから十月二十五日「新穀献上、献納 宮中賀所へ献上」、それから「靖國神社、明治神宮へ献納」、それから新穀献納が神社あるいは神社などにずっとやられるわけです。こういう経過を経るわけですから、この行事を見ますと、まさに献穀祭行事が政教一致でとり行われている姿が見られるわけです。

○柳説明員 法制局に伺いますけれども、このようなことは憲法上許されるのかどうか、お伺いします。

○前田(正)政府委員 献穀のあつせん依頼を受けました地方公共団体が、その依頼に対しましてどのように対応をされておられるのか、あるいは献穀に献穀祭行事が政教一致でとり行われている姿が見られるわけです。

ただ、先ほど申し上げましたように、この献穀そのものは、県にお願いしているのは献穀者の篤農家のあつせんということを中心といたしていふことですが、そのこと自体はまさに祭儀そのものといふぐあいには私どもは存じております。

○柴田(睦)委員 この献穀祭行事をやる上で、地接には地鎮祭そのものと憲法二十条三項との関係を論じたものではござりますけれども、同時に憲法八十九条に関連する部分についても一つの判断基準を示しております。

○柳説明員 同判決によりますと、当該支出金を支出することの目的、効果及び支出金の性質、額等から見ましても、支出の原因となります行為が我が国の社会的、文化的諸条件に照らしまして相当とされる限度を超えるものであつて、その行為の目的が宗教的意義を持ち、その効果が宗教に対する援助、助

全権委任状、信任状、認可状等の認証、大赦、特赦の認証、批准書の認証、こういったようなものが百四十一件ございました。

それから御署名になりました書類としては、国会召集、衆議院の解散、総選挙の詔書といったようなものが五十八年は七件、条約の公布が十七件、法律の公布が八十一件、政令の公布が二百七十四件、そのほか勅章官記その他といったようなことが二百七十六件といったことで、これらグループが六百五十五件、合わせまして一千三十三件、こういうような内閣関係の書類になつておられたございます。

〔委員長退席、宮下委員長代理着席〕

そういうふうな書類以外の点で申し上げます

と、宮殿で行われる儀式、行事等について考えますと、新年祝賀の儀、これは御案内のとおり、憲法によるところの国事行為としての儀式でござりますが、そのほか親任式、信任状奉呈式、認証官任命式等、国事行為及びこれに関連した儀式というものが昨年は五十三回行われております。

また、象徴としてのお立場から催される儀式、

例えは國公賓の接遇あるいは歌会始、いろいろな

方との御会見、御引見といったようなものが百六

十三回、そのほか、それほど多くはございません

が、御日常的な御会見というものが八十六回とい

うようなことで宮殿にお出ましになつておられる

ことでござります。

國あるいは公的団体の催します式典等への御臨

席のための都内または地方への御旅行は二十四回

といふようなことが、五十八年の実績でございま

す。

○松浦委員 今お話を聞きましても大変な激務で

あります。ですから、少しでも天皇のお仕

事で、象徴天皇としての激務を軽減をしてさあ

げたい、こう願うのは國民としてひとしく考えて

おるところだと思うのですが、そういった意味

で、皇室典範十六条、これの大拡大解釈をいたしま

して國事行為の臨時代行に関する法律の適用とい

うことは、政府としてあるいは宮内庁としては全く考慮の範疇にないのか、あるいは考慮する余地があるのかどうか、現在の法律に照らして、軽減するということは考えられないのか、どちらでございましょうか。

○山本(悟)政府委員 年間を通じての御活動は非常に多岐にわたって数多く、非常に御多忙なこと

は御指摘のとおりでございますが、やはり象徴と

しての陛下のお立場あるいはお考えというようなものを拜察すれば、やはり公務優先ということであつていいきたいということをお考えであることは

いろいろな意味からいって間違いないところであります。

また、皇室典範で摂政の要件あるいは國事代行

によりまして代行の委任が行われる場合の要件

といつたようなことがそれぞれ規定をされており

ますのは、やはりできる限り象徴たる天皇御自身

で國事行為その他のことをおやりいただくという

のが最もいい道であるということのもとに、そ

ういったような制度というのが、摂政を置く場合においては代行ができる場合といふようなものを取り

出しての考え方というのが法に規定をされている

のであると存します。

摂政を置く場合の「重大な事故」といったよ

うなことでござりますと、それが代行になれば「重

大」というのが抜けて「事故」になる。しかし、

やはり事故がなければそれは該当しないという考

え方は、一つの考え方として整合性のとれた考

え方といふようにも存じておりますし、また、現実

に陛下が大変ではござりますにしてもお元気によ

うなことで処理するのはいかがなものか、かよ

うに存じておられるところでござります。

○松浦委員 やはり象徴天皇としてのお仕事は、

今我々普通考えてみましても大変な激務だし、し

かも御高齢であることは事実なんです。ですから

ここで總理府總務長官にお尋ねをしたいのです

が、天皇の行為というのは、憲法で定められた國

事行為、それと私的行為という二つが大体考えられるのですが、それ以外に象徴天皇としての公的行為というのがあるので、法律によらざる公的行為というのが、例えば植樹祭に参加をするとかといったことがあるんだそうですが、もし今言

われたように法律の定めに従つてお仕事の軽減ができるということであれば、その公的行為についてできるだけ御負担がかからないようにして制約を加える、そのことは当然私は、總理府としても考

え宮内庁としても考えてさしあげるべきだ、こう思つたんですね。

ところが最近の風潮としては、こう言えば大変失礼ですけれども、天皇を利用しようとするグループが存在をしておるのですね。これは本委員会でも再三議論されたそうですが、例えば商売をするときに宮内庁御用達、こう書くのですね。そ

れは宮内庁の許可をもらつておるかどうか私は定かではありませんが、たまたま商品名に宮内庁御用達とか、こう書くことなんですか、問題

は要するに、天皇を何か自分の立場を有利にするために利用するとか、そういう動きが私は現実に存在をしておると思うのです。さらにもう一方で

は、天皇というものをさらに強大なものに仕上げようとするグループが公的行事を利用して具体的に象徴天皇からさらに國家元首的な天皇に持つてこようとする動きがあるんですね。

そういう公的行為というものが際限なく広がつておる、その判断の基準がない。私は、宮内庁の方でコントロールはしておられると思うのです

が、いずれにいたしましてもそういう事態が天皇の激務というものの、負担というものを逆に非常に増大をしている、増幅をしているというところになれば、この際、この公的行為というものは明確にいく必要がある、やはり一定の規制を加えておく必要がある、やはり一定の範囲についておく必要があります。

○松浦委員 今、天皇の公的行為の範囲について

これら限界について常々念頭に置き御行動願つて

いるところであります、今後とも象徴天皇の性格に合まれてはいけないということがあります。

○中西國務大臣 天皇の行為には、國家機関として行われる國事行為、私人としての私的行為のほ

かに、日本國の象徴であり日本國民統合の象徴であります。天皇陛下が國会の開会式に御臨席に

なりお言葉を述べられる行為や、陛下が公的に外

國を訪問される行為、認証官任命式等の宮中儀式、行事への御臨席、植樹祭、国民体育大会への

御臨席などがそれでありまして、天皇の公的行為と呼ばれております。

これら公的行為の限界としましては三つのこと

がござります。第一は、國事行為におけると同様、

公的行為においても國政に関する権能がその中に含まれてはいけないということであります。すな

わち、政治的な意味を持つものと政治的な影響

を持つものがそこに含まれてはならないというこ

とであります。第二は、その天皇の御行為について内閣が責任をとるという行為でなければならぬ

いということがあります。第三は、その行為が象徴天皇としての性格に反するものであつてはならぬ

ないということであります。

政府といたしましては、天皇の公的行為に係る

これら限界について常々念頭に置き御行動願つて

いるところであります、今後とも象徴天皇の性格

格にもとることのないよう十分配慮してまいります。

○松浦委員 今、天皇の公的行為の範囲について

長官から御答弁がありましたが、これはあくまで

も言葉上の原則でありまして、個々のケースにつ

いてはいろいろなケースが出てくると思うので

す。ぜひ總理府においても政府の立場で、公的行

為という名の行き過ぎた行為あるいは天皇に対する負担の激化、こういったことはないようにチエ

ックをしていただきたい。宮内庁に対しても、御

○山本(悟)政府委員 基本的には、ただいま総務長官から御答弁がございましたようなことが天皇の御行為とというもの的基本であろうと存じます。その趣旨と、それからだいま先生の御指摘になりましたお考え、この辺は十分心得まして、その御行動というものにつきましてお助けを申し上げてまいりたい、かように存じます。

○松浦委員 これもよく言われることですが、最近どうも敗戦直後の象徴天皇のお姿から、竹のカーテンの奥にだんだんお入りになつてしまつておるような姿が見られる。例えば外国の王室の方たちは気楽に国民と接触をなさり、気楽に言葉を交わされておられます。ところが我が国の天皇は、御承知のように警備が極めて厳重である。むしろ國民と天皇との間に、警備という形で離反をさせらる、距離を置く、そういうことが行われておるような気がするのです。英國に留学しておられる浩宮さんは、旅先で日本の記者団や外国の記者たちと気楽に生で話をされておる。ところが日本においては記者の皆さんともなかなかかそういう接触がない。定例の記者会見か何かで時々ある程度ですね。そういう意味で私たちは、やはり天皇といふものを竹のカーテンの奥にしまい込むのではなくて、もつと前面に、国民の皆さん方に接触をしていただく、そして本当に憲法で言われておる象徴天皇としてのお姿を国民の前に見せるし、国民もまたそのことで天皇との親しみを増幅していく。

これは本委員会でも議論をされておるのですが、イギリスの王室が来られたときはオープンカーです。オープンカーに乗つてさつと手を振つて、大変華やかな歓迎陣がしかれた。ところが我が国の天皇は、防弾ガラスのついた四角い、何でもスマートでないごつつい車に乗られてお通りになります。この際、宮内庁の次長からもお答えをいたいと思います。

皇といふものを——こんなことを言つては大失禮ですが、宮内庁自身が竹のカーテンをしておるんだ、あれは天皇自身のお気持ちはないんだというお話をよく聞くのですけれども、官僚やら警備陣が垣根をしてしまうんだというお話です。そういう点についてどうお考えになりますか。

○山本(悟) 政府委員 開かれた皇室なり王室といふものがより望ましいではないか、この基本的な考え方方はもとより異存のあるところではございません。ただ、やはり日本の場合はヨーロッパの場合、イギリスの場合、中近東の場合、いろいろなことがあるわけでございまして、それぞれに対応した警備も必要でございましょうし、そのうちで、そういう意味からいって最も指弾を受けるような印象にならないようなことでお守りをしながら、かつ国民と接していくたく場面を広くするといふような恵と工夫とを凝らさなければならぬことと存するわけであります。

それぞれの地域の事情、國柄あるいは社会の状況といったようなことによりましてもときどきに変化をしていくことでござりますので、いつの時代がこうであつたから現在がそうじゃないことは非常に残念だ、残念ではござりますけれども、それが必要ないんだというふうにも言い切れない場合もございます。しかしそういったようなこともいろいろ考えながら、でも基本的な方向としてはより親しみの持てる、より開かれたというものがベターであるという考え方方に立つて考えていかなければいけない、その気持ちは常に持つているわけでございまして、これからもその気持ちを失わないで努力をしてまいりたいと思います。

○松浦委員 さようは時間があまりませんから、閏連質問で立たれる方の質問も私が御質問いたしましたが、例えは天皇が御旅行なさるときに、お泊りになる宿泊先が決まりますね。それは衛生的で

天皇がお泊まりになるということは旅館の人たちにとつては非常に名譽なことだと思つておられるけれども、その従業員にとつては大変な苦痛が伴う。例えば、私は知りませんが、事前にいろいろな検査があるのですね、身体検査か何かがあるとかないとか。それは象徴天皇ですから、御病気になられるところでは大変な苦痛が伴うけれども、しかし通常我々が泊まつて病気にならない旅館で、そんなに極端なことをしなくてもお迎えできるのじやないか。そういうところにむしろ垣根というのができ上がっていくのですよ。

お迎えする側で苦痛を感じる、そういう問題について、これは宮内庁の次長さんでは非常にお答えにくい内容ですから、總理府総務長官、政府の立場でどうですか。

○中西國務大臣　お話しの点につきましては、一つの大きな課題であろうと思います。国民の多くの方々にそういう御意見なり御希望があることもわからぬではありません。むしろ宮内庁自身はできるだけ開かれたスタイルの方を望んでおられるのじやないかと思います。しかし、警備の方を担当するのは宮内庁というよりはむしろ警察の方だと思いますが、そちらはまた神経を使うといふようなこともなくはないことだと思います。

しかし、いすれにいたしましても、先生御指摘の点は、我々としては國民の大勢の方々に、もちろん御迷惑をかけてはいけませんが、開かれて親しみの持てる御皇室ということを目指すべきだと思いますので、よく相談をさせていただきたいと思ひます。

○松浦委員　イギリスの王室あるいはヨーロッパの王室の内閣等についていろいろ調べてみましたが、ヨーロッパ諸國の王室のようにもつた——今総務長官が言われたように、宮内庁はむしろ一生懸命そういうふうに御努力なさっておられた

るなら、垣根、竹のカーテンをするのは警察当局であり地方自治体というようなことになるのでしょうかから、ぜひひとつ總理府総務長官がそういうことについては配慮をしていただきたい。今の言葉でわかりましたので、ぜひこれからそういうことでお願ひしたいと思うのであります。

今度の法律は、御承知のように内廷費と皇族費の算出基礎額を引き上げるという内容の法律であります。ただ、ここでお尋ねをいたしますけれども、内廷費というのは大皇御自身の生活その他にお使いなさるものですが、人件費が三三で、物件費が六六、こういうふうに承つておるのでありますが、この文献によりますと、内廷費の一部を宮内庁職員の名義で貯金しておられる。あるいは公債、社債、株も持つておられる。それを幾ら持つておられますかというのを聞くとプライバシーにかかわる、天皇家の問題でしようからなかなかお尋ねはしないのですが、いずれにいたしましても所得税、相続税、それから閑税定率法、こういったもので非課税措置が行われておるわけであります。が、地方税は納めておられると聞いていますのであります。地方税は天皇は千代田区に納めておられるのでありますか。

○山本(悟)政府委員 御指摘のとおりに、内廷費あるいは皇族費等につきましては所得税は非課税ということがござりますし、それから皇位とともに皇嗣が受ける由緒ある物といったようなものは相続税は非課税であるという規定はございますが、一般的にはそういうものないものにつきましては税法の適用はあるわけでございます。

ただいま御指摘のございました、内廷といたしましてある程度の蓄積を持っているのかというところでございます。金額につきましては、先生もおっしゃいましたように内廷のこととございますから御勘弁をいただきたいわけでございますが、経過から申し上げますと、昭和二十二年に憲法が施行されました際に、從来皇室の持つておりました財産というものは全部國に入つたわけであります。したがいまして、現在内廷におきましては、

例えば不動産は国有財産としての皇室用財産として御提供いただいているもの以外一切持つていなければ、こういうような体制でございます。これは戦前とはまるきり変わってしまった体制であるわけでございます。

その際に、やはり不時の用に充てるためにある程度の蓄えというものは要るだろう、これは全部國費主義でございますが、國費の宫廷費で貰い切れない、あるいは内廷費でも不時の場合にはどうするかということがございまして、当時のG H Qの承認もございまして、当時の金でございますが一千五百万という基金ができたわけでございます。それを、その後いろいろな際に支出もございますし、それから場合によつては年度で決算上剩余を生じたときにためるというような操作をいたしました。まいりまして、一種の運用をいたしてまいりました。そういう意味で、ただいま御指摘のございました。それから場合によつては年度で決算上剩余を生じたときのためにあるというような操作をいたして債券も持つてゐるというような格好になつております。

したがつて、そういうものから生じました果実といふものは当然税法の適用はあるわけでございまして、ただいま地方税についてお話をあつたわけでございますが、国税の場合には源泉分離課税ということになるようなものであります。しかし、その方税についてはその制度がないという場合には、その部分を計算をいたしまして、内廷として、これは宮内庁の職員とおつしやいましたが、内廷会計主管という名前でもつて納税をいたしておるというところでございます。

内廷で持つておりますものというのは、結局内廷全体でござりますから、場所をいたしましては皇居のあります千代田区、それから東宮御所のあります港区、この二つに振り分けをいたしまして納税をいたしておるということでございます。

○松浦委員 地方税を納めておられるそうですか、幾らくらい納めておられるかもちよつと答えてくださいから、お答えにならぬと思いますので、そこまではお尋ねをいたしません。ただ、憲法がで

きた当初一千五百万でしたから、現在は相当だと思うのですね。

そこで総理府総務長官にお尋ねいたします。が、今度のように増額してさしあげるわけですね。その中から御節約なさつたり何かしていろいろ御蓄積をなさつていかれるのは、私的行為でやられることですからそこまでいろいろ言いませんが、それが余りにも大きな金額にだんだんなつていきますと——しかも、この法案を審議するときに私たちはそういうことを知る余地がないのです。今いみじくも次長さんが言われたように、私たちも聞いていいものなのか、お答えになる方もなかなか難しいことになつて答えるにくいと思うのです。私は、そのために皇室経済会議といふのがあると思うのです。そういう中でそういうものについてもチェックはちゃんとされておるだろうと私は信じておるわけであります。そのように理解してよろしいですか。

○中西國務大臣 皇室経済会議には私は入つてないのですが、いつございまして、会議の中の模様についてまでは十分は了知しております。しかし、その御議論を踏まえて宮内庁でいろいろなことを御議論なさりながら、今御提案申し上げておるような法律改正案を出しているということござりますので、皇室経済会議の皆さん方が松浦先生おつしやるようなことについても十分配慮してくださつておるだろう、かように考へるわけでございます。

○松浦委員 この皇室経済に関する懇談会といふのは、総務長官は御出席になるのですか。内閣会計検査院長、こういうような構成でござります。先ほど申し上げました四十三年に開かれました内閣会議の懇談会は、四十三年にいたしたのみでございまして、その際には、宮内庁の主管省

府の長である総務長官にもお入りいただくという

こともございまして、これは懇談会という形式をとつたわけでございます。今回改定をお願いする基準となりました四十三年以降とつております改定の際の基本原則を御審議いただきました際には、当時の総務長官に御参加を賜つております。

○松浦委員 そうしたら、今度の総理府総務長官は入らぬでよろしい、長官、ちょっと問題じやないですか。

○山本悟 政府委員 法律の構成要件としての皇室経済会議には入つてないということでございまして、御説明その他は、もちろん主管の國務大臣でござりますから、十分知られなければならない立場でござります。

○松浦委員 四十三年には床次総理府総務長官がお入りになつておりますから、それで私はそう申し上げたので、ぜひ長官、消極的に物を言われず積極的に、私たちはわからないわけですから、そういう意味で総理府総務長官がぜひチェックをしていただきたい、そう申し上げておるのです。

○中西國務大臣 よく理解いたしました。宮内庁は私どもの役所の管轄所管になつておるわけでござります。予算その他についても話は十分伺つておりますし、御趣旨の点も踏まえて仕事をしてまいりたいと思います。

○松浦委員 もう時間もだんだん経過しましたから、宮内庁関係についてはあと少しお尋ねをして質問を終わります。

その一つは、今御承知のように、自然成立時に恐らく参議院で採決になるでしょうが、来年度予算の審議に入つておるわけですけれども、行政改革等で国民は今大変厳しい状況に置かれておるわけであります。

〔宮下委員長代理退席、委員長着席〕
今日はこうして皇室の内廷費、皇族費の基礎額のことは別でありますけれども、それ以外に、参考御陵といつて四十六カ所も持つておられるのですね、伝承ということで、神話などを中心にして持つておられる。この際こういったものは、私は何とも宮内庁が押さえおく必要はないのではないか。

むしろそういうのは、天皇家の財産であると同時に国民の財産でもあるわけですよ。しかも古代史を知る上で非常に大切な、我々国民にとって重要な財産だ。ですから、はつきり天皇家のものだということがわかつておるものについては、これを宮内庁の管理から外せなどということを私は言うつもりはありません。少なくとも伝承に従つておる四十六の中で、宮内庁でなくて例え文化府なら文化府で維持管理をするというようなことを今お考へになつておかない、こんなに莫大な御陵を抱え込んでおるため宮内庁の予算といふ

のは非常に窮屈になる。行政改革というのは宮廷であるうと宮内庁であろうといくわけですから、そういうことを考えたらこの際思い切つて宮内庁が持つておられるものを、これは我がエリニアだ、宮内庁が管理をしなければならない皇室の財産だ、こういうふうに頑張つておられずに、国が管理することにはひとつも変わりないわけあります、思い切つて文化庁等に移管をして、そこで管理を、運営をしてもらうというようなお考えはできませんか。でなければ、これは将来大変な重荷になりますよ。國鉄みたいになりますよ。その点についてお答えいただきたいと思うのです。

○山本(悟)政府委員 陵墓関係の皇室用財産のための経費、確かにある程度の金額になつております。大体申し上げますと、例年二億余ぐらいのものを陵墓の管理のための工事費等、その他修繕費等につきましても財政再建のためのシーリングといたつたようなものはかかるつてはいるわけでございまして、そのためには、やはり総額といつてしましては今回の予算でお願いいたしました金額も前年に比べれば減少になつてているというようなことは、御指摘のとおりであると思います。

ただ同時に、陵墓参考地と申しましても、やはり相當に御指摘のありました徳川の中期あたりからいろいろと調査がされ、文献あるいは地方の伝承あるいはその地域の人たちの考え方といふようなものが積み重なった格好で、どなたということで特定はできなければどうも皇室関連だということで参考地といふものが指定されている。確かに、高松塚のように全然参考地でも何でもないところから、もとをただせばどうも皇族の墓らしいというようなことが出てまいるわけであります。やはりそれぞれに相当に地域的な意味での伝承その他、地域の人たちの気持ちというようなものがあつた上で指定をされてきたわけでありまして、これは明確にそうでないという反証も実を言うと私もとしても持ち得ない、そういうふたつのような、な

かなか難しい立場と状況になつてゐるわけであります。

先生のお考え、将来の皇室費といふようなものを見込んでいたときにはどうなんだといふようなお考えで御質問を受けますと、非常に私ども苦慮をいたすわけであります、ただいまのところではまだそこまで踏み切るのは困難ではないか。やはりそれぞれの相当な年月での積み重ねがあつて現在に引き継がれているわけでありまして、これ

から新たにというようなことはもちろん、全くの新しい実証されたものが出てきたような場合にはどうするかという問題が起りますが、そうでない限りそういうことは起らないと思います。現状のものを今の段階で他に移すという方向で踏み切れとおっしゃられましても、いさかお答えし

○松浦委員　総務長官、直接歴代天皇陵として決定されておるものについてはこれは別でありますけれども、やはり學術的に見ましてもつと考古學的に、日本の研究者というか学者グループとい

究もしないと思っておられると思うのです、ところが宮内庁でこう確保しておられるために、國の財産であると同時に天皇家の財産でありますから、そう簡単に学者だからといって研究の対象にすることもできない。

ところが中国とか朝鮮などと云々と云ふは、もとより假想に相当古代史の解説が進んでおるわけですね、壁がありませんから。だから私は、何も発掘せよともいうようなことを言つておるつもりはありません。少なくともそういうしたものに対して、余り宮内庁のエリアだからということで垣根を張ることには、その分だけ学者の研究そのものも足踏みをするわけですから、むしろ国の財産として文化庁なら文化庁が管理をして、学者の皆さん方の研究に供するということはあつていいと思うのですよ。しかも、その方が将来経済的に宮内庁に負担をかけないということであれば、私は一遍ぜひ

総理府でも検討を加えていただきたい。官内庁、

總理府でも検討を加えていただきたい。宮内庁、おまえのところだからおまえのところでやれではなくて、宮内庁がやろうと文化庁がやろうと國で管理することに変わりはない。そういう点も含めて、ぜひ總理府總務長官、宮内庁のお考え方はよくわかりました、これから非常に苦しい経営をされなければいかぬと思うのですが、どうですか。
○中西國務大臣 松浦委員の意図しておられる御趣旨、よく理解できるところであります。また、宮内庁次長の答えていることもごもつともなお答えである。しかし、これは将来長い目で見ますと先ほど来いろんな御示唆いたましたが、たゞいまの陵墓についての御意見も我々十分検討させていただく必要がある、かようには思います。
○松浦委員 私は宮内庁の次長もぜひ御理解いただきたいと思うのですが、やはりそうすることの方が宮内庁は将来身軽になるのです。これからはそういう意味で将来の台所のことも考えて、国民の財産として一番大切なものを管理していくのですから、国民のために余りこうだこうだと自分の工リアだけを主張なさらない方がいいと思いますので、ぜひその点は、今總理府總務長官のお考えをうけとされて宮内庁でも御検討いただきたいと思います。
それと同時に、これはもう余り質問をしないことにしたのですが、盗掘やら何かあつたら——宮崎県の盗掘が一番多くてこれは申しわけないのでですが、もうそのことは質問をいたしません。問題は、書陵部でやはり天皇家にかかるいろいろな古文書やらそういうものが保管されていると思うのです。あるいは列國の國々から天皇家に贈答されたのがたくさんあるんだですが、そういうふたものは逐一、正倉院物が國民に公開されておる同じように、あちらこちらで公開なさつたらどうですか。その点をひとつお尋ねをしておきたいと

思うのです。

○山本(悟)政府委員　国公賓と御交歎になるよう

な場合での贈答品といったようなものは、どうい
うものが来たかというようなことはその都度公表
もいたしているわけであります。ただ内容的に申
し上げますと、国によつていろいろものがある
わけでございまして、非常に属人的な意味での贈
り物もあるし、いろんなものがございます。そうち

いうものは決して散逸しないように、現在の段階では厳重に、御利用になるものは御利用になるし、保管するものは保管するというようなやり方でやつてきているわけでありまして、決して内容を明らかにしないというつもりはございません。ただ、今の皇室のあれといたしまして、特に展示

をしてといふところまでは具体的な問題題としてまた考えてはございませんが、例えば民族資料といつたようなものであればこれを民族博物館に寄託したもののもござりますし、いろいろなやり方もそのときどきではやつていてるというようなことがあります。そこで、その辺は御理解を賜りたいと存じます。

それから、宮内庁の書陵部が保管いたしております古文書等につきましての公開といいますか、どういう公表の仕方をしているか、これにつきましては書陵部長から御答弁をさせていただきま

（吉原説明書）書風苦では、今御質問の中にございましたように、非常に文化的な価値の高いいろいろな書物等をたくさん保管をいたしておりますわけですが、これにつきましては、今御指摘のありましたように、私どもといたしましてももちろん保存を十分していかなければなりませんが、同時に、それが死蔵にならないようにできるだけ活用していくだけ、利用していくだけということについては配慮をいたしておりますわけでございます。

いわけでござりますので、そういう意味で、閲覧につきましては、大学院の学生程度以上の専門学者研究者を主体といたしまして、それと同程度以上いろいろな調査研究者等に対しても、保存管理の面で手段の支障がない限り閲覧をしていただく、こういうふうにいたしております。さらに、閲覧の関係で、貴重な古文書でござりますので、その古文書をマイクロ化いたしましたりあるいは写真を撮りまして、これをいわゆる紙焼き写真と我々言つておりますが、そういうことを進めてコピーで見ていただくとか、いろいろ利用の便宜を図つておりますし、必要がありましてどうしても原本を開覧したい、こういう方には閲覧をしていただく、こういうふうにいたしております。それから、いろいろな古文書等につきましていわゆる紙焼き写真をもらいたい、こういう要請があれば、そういう方には紙焼き写真を頒布する、こういうこともいたしております。

それから、貸し出しでございますけれども、これは千年以上も経過したような非常に古いものもありますので、個人に対して貸し出しをするということはできませんけれども、国公私立の博物館とか美術館等で展示会を行いたい、ぜひ私どもが持つておる古文書を貸し出してくれ、こういう御要請があれば、管理上支障がない限り喜んで私ども貸し出しをする、こういうようなことをいたしております。

そのほか展示会とか、あるいは出版事業といったしまして書陵部が発行しております書陵部紀要といふようなものにいろいろなものを掲載するとか、さらには、古文書についてのコロタイプ等をつくりまして大学、研究機関等に無償で配付するというようなこともいたして、できるだけ御利用、御活用願うよう努力をいたしております。

○松浦委員 今全然しておらないということを言つております。

そのほか書陵部が申し上げるのは、宮内庁が率先して書陵部にこういうものがありますよということとて公開することによって、国民と象徴天皇との親しみがふえていくんじやないか。そつておるんじやない。私が申し上げるのは、宮内

そういう意味で、余り古い殻に閉じこもらずには、オーブンにしてお見せしたらどうか、こういうことをお申し上げておるのであります。だから、今まで学者や何かにお貸しになつたり、必要なところには貸し出しておりますということはよく知つておる上で申し上げておりますから、その点はひとつ書陵部長も将来の問題としてぜひ研究してみてください。また改めてお聞きをいたします。

それでは、もう時間がなくなつたのですが、それぞれ労働省、厚生省、人事院等からたくさんの方においていただいておつて、質問の時間がなくなりましたので、おわびをしながら一つ、二つお尋ねをします。

まず、労働省の統計情報部から甘粕情報解析課長が来ておられますけれども、これは労働省からいただいた数字ですが、一時間当たりの賃金の国際比較であります。一九八二年日本を一〇〇として、アメリカは一九一、西ドイツは一二一、フランスは九一・六であります。それから第二表で、週当たりの実労働時間、日本は一九八二年で四十一・一時間、アメリカは三十五・六時間、西ドイツは三十二・三時間、イギリスは三十六・三時間、フランスは三十二・三時間、この数字は正確な数字ですね。そのことだけお答えいただきたいと思うのです。

○甘粕説明員 ただいま先生のおっしゃいました数字につきましては、そのとおりでございます。

ただ、これにつきましては、各國政府の公表値というごとではありませんで、それそれを定義等違いますので、私どもの方はできるだけ近づくよう努力して推計加工した数字だということを御理解いただきたいたいと思います。

○松浦委員 今言われたように、数値を推計した数字だ、こういうことです。

そこで総理府総務長官、ぜひ御理解をいただきたいのですが、一九八二年に日本を一〇〇とした場合に、一時間当たりの賃金の国際比較では、アメリカは一九一、西ドイツは一二一、週当たりの労働

時間で見ますと、日本は四十一・一時間、アメリカは三十五・六時間、西ドイツは三十二・三時間、労働時間も日本に比べて非常に少ない。逆に賃金は、アメリカのごときは倍高い。これは労働省の統計数字であります。

統いて、厚生省の統計情報部の菊池管理課長がおいでになつておりますが、五十八年度国民生活実態調査の概況を五十八年九月一日に発表なさいましたが、これについて、妻の労働時間等について簡単にお答えをいただきたいと思います。

○菊池説明員 お答えいたします。

五十八年の国民生活実態調査で、世帯主の妻が五十七年の一年間に常雇ないしパートとして働いた世帯がどの程度あるかということを調べましたところ、全体の三四・三%ということになつております。

それで、妻の勤めの目的について複数回答で求めたところ、その内容といいたしましては、家計の補助が五四・六%、蓄えが三一・八%、家計の維持が二八・九%、あとは、小遣い、外へ出て働きたい、技能、資格を生かす、余暇を生かすといいうようなものが続いているわけでございます。

○松浦委員 それから、生活の実態についてはどういう結果が出ておりますか。

○菊池説明員 五十七年一年間の一世帯の平均所得が四百四十四万四千円ということで、前年に比べまして三・四%の伸びになつております。伸び自体としては最近五カ年間で最も低いわけですが、消費者物価も二・七%というような形で抑えられておりまして、現在の暮らしについての意識を見ますと、苦しいとする世帯が三八・六%、前年の四二%より減少しておりますし、また、ゆとりがあるとする世帯は八・六%で、前年の六%よりも増加しているというような状態になつておるわけでございます。

○松浦委員 総理府総務長官、今厚生省からもお話をありましたように、家計を補うために妻の共稼ぎというのが非常にふえてくるのが厚生省の実態調査で明らかになつておるわけです。

そこで、人事院總裁にお尋ねをいたしますが、どうも公務員の賃金は民間に比べて高い、行き過ぎだ、こういう批判があるのであります。この批判について人事院總裁はどう思われますか。簡潔にお答えいただきたいと思います。

○斧政府委員 紹与の高い低いを論じます場合に、どういう比較をしたか、これが問題でござります。紹与の決定の要素はいろいろあるのですが、その主なものを挙げてみますと、仕事の種類、それから職務の段階、年齢、学歴、地域、勤続年数、そういうものが紹与を決定いたします場合に非常に大きな要素を占めておるということは、大体日本の賃金を見ていただくとよくおわかりかと思ひます。

そういうことでございますので人事院といたしましては、毎年大体春闘がずっと定着しております日本の中の賃金事情というのは四月で非常に変動が起る、こういうことでござりますので四月時点をとらえまして、しかも公務員の代表職種であります事務、技術、技能、労務、それからこういう職種は民間のどの会社へ行きましたとしても大体存在するわけとして、そういう意味でこれも民間従業員の代表的な職種であるということで、これを職種別、それから職務の段階別、年齢別、学歴別、地域別、それぞれ条件を同じくする者同士を比較いたしまして、それぞれの出した較差を総合しまして、総合較差として人事院は毎年これを勧告の基礎としておるわけでございます。

年齢とかあるいは職務の段階とかあるいは職種とか、そういうものを全部捨象しまして単純な給与比較ということになりますと、これはなかなか議論が多岐にわたりまして、これでもつて高い安いということを論ずるのは適当ではないのではないか。ただいま申し上げましたような厳密な条件を同じくする者の比較、これによつてやるのが紹与と比較としては一番妥当な方法ではないか、こういうふうに人事院は考えておるわけでございます。

いただきたいのですが、きのう総理府総務長官も御出席になつて、一應政府と労働者代表との間に御質問があつたと思うのですが、先ほど申し上げましたように、労働省あるいは厚生省の統計を見ましても日本の賃金は先進諸国に比べて非常に低い、しかも労働時間は長い、そういう条件にあるわけですね。

そうすると、今給与局長が御説明になりましたように、横並びでラスパイレスと言うのですか、同じ経歴、そういうしたものと横比較でこうした場合に、当然較差があつたればこそ人事院勧告というのが去年出されたと思うのですね。これは間違いない事実です。そうすると、公務員の賃金の方が民間に比べて低いのだから勧告をした、ところが、その勧告が四・四四%積み残されたということとは、民間と公務員との賃金較差は埋まらなかつた。極端に言うと、いろいろこの統計のとり方、統計主体が違いますから単純に比較はできませんけれども、少なくともこういう苦しい統計結果が出ておるより以上に去年は公務員の方は生活に苦しみがあった、苦労をなさつた、そういうふうに理解するのが非常に常識的であり、素直だと私は思うのですが、人事院總裁はどうお考えになりますか。

○内海政府委員 二年にわたりまして見送りある

いは抑制というものが行われたわけでございまして、その結果生じておる公務員と民間の給与の差といふものは、今御意見いただきましたとおりであると思います。

そういう意味から私どもは繰り返し、人事院の行う勧告を国会そして内閣において尊重していただきたい、さらに完全実施ということに全力を挙げて努めていただきたいということをお願いをしておるわけでございまして、何とかそういう面で公務員の給与といふものが改善されることを心から私ども切望しております。

○松浦委員 総理府の統計による家計調査、こういったものを見ましても、非常に厳しい状況にな

つておることは数字が示しておると思うのです。総理府総務長官 きのう御回答なさつて、労働者側代表も了解をしたそうであります。少なくとも今度の人事院勧告は完全実施ということを大前提にして、総理府総務長官としてはぜひ御協力いただきたい。それが総務長官のお務めだと思う。この前小川委員が指摘をしたように、政府が給与表を改定して国会に出す、こんなことは絶対あつてはならないことだと思う。お金がないから給与表を改定して出したという事になるが、今度はお金があるときでも、政策的に労働者の賃金を上げないために給与表を変えて出すということだから、こういうことは絶対にもらつては困る。そういう意味も含めて、最後に総理府総務長官の御答弁をいただいて終わります。

○中西國務大臣 お話をございましたように、昨日政労交渉を行いまして、新聞にも出ておりますが、あいつたようなことでの締めくくりでストが回避できたという関係にござります。

今、人事院總裁からもお話をしましたが、八月になると勧告が出るわけでございます。私どもとしては、この良好な労使関係というのにひが入つてはならないと思いますし、士気が損なわれるというようなことがあつてはならない、かようになります。

○高下委員 ただいま議題となりました皇室經濟法施行法の一部を改正する法律案に対する修正案につきまして、その趣旨を御説明申し上げます。

〔本号末尾に掲載〕

提出者から趣旨の説明を求めます。宮下創平君。

皇室經濟法施行法の一部を改正する法律案に対する修正案

〔本号末尾に掲載〕

決すべきものと決しました。

お諮りいたします。

ただいま議決いたしました法律案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○片岡委員長 御異議なしと認めます。よつてさう決しました。

○高下委員 ただいま議題となりました皇室經濟法施行法の一部を改正する法律案に対する修正案につきまして、その趣旨を申し上げます。

〔本号末尾に掲載〕

〔報告書は附録に掲載〕

○片岡委員長 この際、暫時休憩いたします。

午後四時十分休憩

本年四月一日から適用しようとするものであります。よろしく御賛成くださいますようお願い申し上げます。

○片岡委員長 これにて修正案についての趣旨の説明は終わりました。

午後四時四十七分開議

○片岡委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

内閣提出、運輸省設置法の一部を改正する法律案を議題といたします。

趣旨の説明を聴取いたします。細田運輸大臣。

午後四時四十七分開議

○片岡委員長 これより原案及び修正案を一括して討論に入るのであります。討論の申し出がありませんので、直ちに採決に入ります。

○片岡委員長 これまで、宮下創平君外一名提出の修正案について採決いたしました。

〔本号末尾に掲載〕

〔賛成者起立〕

○片岡委員長

化、多様化する利用者ニーズに対応した地域交通の確保、貨物流通の効率化及び合理化を図るために総合的な貨物流通体系の形成等の要請が強くなっていますが、これらの要請に適切に対応するためには、本省においては、従来の輸送機関別に問題に対処する縦割り組織を改めて、運輸行政の総合的運営の確保を図り、また、国際運輸、地域交通、貨物流通等の各分野ごとに政策を総合的かつ効率的に推進し得るよう組織を再編するとともに、地方においても地域交通、貨物流通等の運輸行政を総合的に推進するため、海運局と陸運局を統合し、地方運輸行政の中核となる地方運輸局を新設する必要があります。

これらの問題につきましては、昭和五十八年三月の臨時行政調査会の最終答申においても指摘を受けており、また、政府といたしましても本年一月の「行政改革に関する当面の実施方針について」の閣議決定において方針を決定しております。

本法律案は、これらの組織改革の一環として、

地方に係る部分の改正をその内容とするものであり、具体的には地方運輸局という名称及び從来の海運、陸運両局の所掌事務を統合した地方運輸局の所掌事務を規定するとともに、これらに関連する所要の規定の整備を図ることといたしております。

なお、この法律案は本年七月一日から施行することといたしております。(拍手)

以上がこの法律案の提案理由であります。

何とぞ、意のあるところを御質疑いただき、慎重審議の上、御賛同くださいますようよろしくお願い申し上げます。(拍手)

○片岡委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

○片岡委員長 これより質疑に入れます。
質疑の申し出がありますので、順次これを許します。大島理森君。

別に問題に対処する縦割り組織を改めて、運輸行政の総合的運営の確保を図り、また、国際運輸、地域交通、貨物流通等の各分野ごとに政策を総合的かつ効率的に推進し得るよう組織を再編するとともに、地方においても地域交通、貨物流通等の運輸行政を総合的に推進するため、海運局と陸運局を統合し、地方運輸行政の中核となる地方運輸局を新設する必要があります。

大臣の趣旨説明をお伺いしたように、臨調答申、さらにまたいろいろいろいろな運輸行政を取り巻く環境がかなりいろいろ構造的に変化をしてきた。そういうことに伴つて運輸省内の抜本的な改革をされたというふうなことを承つておるわけでありますが、まずそこで、その運輸省の機構改革に伴う基本的な理由、また考え方、方針などを伺いたいと思います。

○細田国務大臣 運輸省は、昭和二十四年に日本国有鉄道が公共企業体として分かれました際に、現在の形で発足したものでございます。その以前からの、戦前からの形態をそのままとつておりますが、まずそこで、その運輸省の機構改革を持つておったわけございます。いわゆる縦割り行政をやつておったわけございます。

○大島委員 大変ありがとうございました。

簡単に言いますと、輸送機関の縦割りの行政から、運ぶ物を中心にして機構改革をしていく、いろいろなマスコミやその他が、管理行政から政策行政にダイナミックに変わるものだというふうな表現をしておられる方があるわけですが、そういう意味ではまさに今日の運輸を取り巻く環境がいろいろと変わつていて、中で大変そのことを多くするわけであります。

そこで具体的にお伺いしますけれども、そういう改革をすることによってどういうふうなメリットといいましょうか、そういうふうなものがあるのか。また、海運局と陸運局との統合をされるこ

とによって、経常経費であるとかあるいはまたその他においてどういうメリットがあるのか。

またもう一つお伺いしたいのがあります。秋田県と山形県を新潟運輸局の管轄区域にするとい

うことなわけでございますが、その合理的な理由

は一体那邊にあるのか、その辺をお伺いをしたい

と思います。

○松井政府委員 御質問、二つに分けてお答えを

させていただきたいと思います。

まず第一点の、改革に伴うメリット、こういう

お話をございます。

たとえば、運輸省につきましてよく言われることでは、許認可行政が非常に多い。この許認可行政といふのは、やはり縦割り行政と関係がないものであります。ただいま御指摘の、それではお金の面での許認可がずっと続いているわけでございまして、この許認可行政本位と言つては、そのようなことはないつもりではいますが、そういうものも改めて、政策官庁としてひとつ運輸省を再出発させたい、こういうところに重点を置いて考えたというものでございまして、今回の改正は中央の改正が主眼点なのでございますが、御案内のように国家行政組織法の改正があつたものでございまして、こちらへ今提案をいたしました法案は地方を中心に出させていただいておる、こういうことをやつたわけございます。いわゆる縦割り行政をやつておったわけでございます。

○大島委員 大変ありがとうございました。

簡単に言いますと、輸送機関の縦割りの行政から、運ぶ物を中心にして機構改革をしていく、いろいろなマスコミやその他が、管理行政から政策行政にダイナミックに変わるものだというふうな表現をしておられる方があるわけですが、そういう意味ではまさに今日の運輸を取り巻く環境がいろいろと変わつていて、中で大変そのことを多くするわけであります。

そこで具体的にお伺いしますけれども、そういう改革をすることによってどういうふうなメリットといいましょうか、そういうふうなものがあるのか。また、海運局と陸運局との統合をされることによって、経常経費であるとかあるいはまたその他においてどういうメリットがあるのか。

またもう一つお伺いしたいのがあります。秋田県と山形県を新潟運輸局の管轄区域にするといふことなわけでございますが、その合理的な理由は一体那邊にあるのか、その辺をお伺いをしたいと思います。

○松井政府委員 御質問、二つに分けてお答えをさせていただきたいと思います。

まず第一点の、改革に伴うメリット、こういうお話をございます。

先ほど提案理由で申し上げましたとおり、今回の改革は今後の運輸行政の総合化、効率化をねらった一般社会の必要性から考えましても縦割り行政ではどうもいろいろな点で矛盾擦着が多い、したがつて、これを一度解体して横断的にやることが必要だ。

特に、運輸省につきましてよく言われることでは、許認可行政が非常に多い。この許認可行政といふのは、やはり縦割り行政と関係がないものであります。ただいま御指摘の、それではお金の面での許認可がずっと続いているわけでございまして、この許認可行政本位と言つては、そのようなことはないつもりではいますが、そういうものも改めて、政策官庁としてひとつ運輸省を再出発させたい、こういうところに重点を置いて考えたというものでございまして、今回の改正は中央の改正が主眼点なのでございますが、御案内のように国家行政組織法の改正があつたものでございまして、こちらへ今提案をいたしました法案は地方を中心に出させていただいておる、こういうことをやつたわけございます。いわゆる縦割り行政をやつておったわけでございます。

ただ、ただいま御指摘の、それではお金の面での許認可がずっと続いているわけでございまして、この許認可行政本位と言つては、そのようなことはないつもりではいますが、そういうものも改めて、政策官庁としてひとつ運輸省を再出発させたい、こういうところに重点を置いて考えたというものでございまして、今回の改正は中央の改正が主眼点なのでございますが、御案内のように国家行政組織法の改正があつたものでございまして、こちらへ今提案をいたしました法案は地方を中心に出させていただいておる、こういうことをやつたわけございます。

ただ、ただいま御指摘の、それではお金の面での許認可がずっと続いているわけでございまして、この許認可行政本位と言つては、そのようなことはないつもりではいますが、そういうものも改めて、政策官庁としてひとつ運輸省を再出発させたい、こういうところに重点を置いて考えたというものでございまして、今回の改正は中央の改正が主眼点なのでございますが、御案内のように国家行政組織法の改正があつたものでございまして、こちらへ今提案をいたしました法案は地方を中心に出させていただいておる、こういうことをやつたわけございます。

ただ、ただいま御指摘の、それではお金の面での許認可がずっと続いているわけでございまして、この許認可行政本位と言つては、そのようなことはないつもりではいますが、そういうものも改めて、政策官庁としてひとつ運輸省を再出発させたい、こういうところに重点を置いて考えたというものでございまして、今回の改正は中央の改正が主眼点なのでございますが、御案内のように国家行政組織法の改正があつたものでございまして、こちらへ今提案をいたしました法案は地方を中心に出させていただいておる、こういうことをやつたわけございます。

ただ、ただいま御指摘の、それではお金の面での許認可がずっと続いているわけでございまして、この許認可行政本位と言つては、そのようなことはないつもりではありますが、そういうものも改めて、政策官庁としてひとつ運輸省を再出発させたい、こういうところに重点を置いて考えた

理由でございます。また海運の面につきまして、第三の理由といったしまして、海運関係の物流を考えてみますと、秋田県の秋田港あるいは山形県の酒田港と東北あるいは新潟との結びつきはどうかということを見ますと、非常に新潟との結びつきが強うござります。そういう観点から今般日本海側に一つのブロック機関を設けますに当たりまして、海事行政につきましても從来と異なつて新潟運輸局の管轄に属する方がより現実的であろう、こういう結論に達しまして、今般新潟運輸局に所属をさせるということにいたした次第でございます。

○大島委員 今の改革に伴うメリットの問題について、お答えでなければ結構でございますが、先ほど大臣くしくもおつしやられましたように、まさに我々地方におつたときもそう感じたわけであります。運輸省の行政というのはまことに許認可が多うございまして、一つ一つ見てもこれまで許認可しなくていいのではないかというふうなものもあるわけであります。その辺に対しても今後、数字はともかくといたしまして、見直しに対する姿勢をちょっとお伺いをさせていただければあります。

○松井政府委員 ただいまの御答弁で許認可の点を落としました点、まことに申しわけございません。昭和五十五年に許認可の整理を行う閣議決定が行われました。その際、運輸省では二百五十件の整理をするということにいたしました。現在までにそのうち二百四十四件を実施をいたしました。またさらに、その後、臨調答申の中で二十件の許認可整理の御指摘をいたきました。現在までにそのうち十五件を整理をいたしております。先ほども申し上げましたように、今度の新しい機構改革のねらいは許認可行政から政策中心の行政官庁への脱皮を図るといふ点にござります。そのうち十五件を整理をいたしております。その内容を十分吟味いたしました上で、整理できるものにつきましては整理するという方向で検討していきたいというふうに思っております。そこで今後、貨物流通局といたしますと、先ほどから官房長もいろいろ御説明をしておりましたが、従来の個別の事業ごとに許認可という手法による運送事業の保護育成ということによつて、今までできなかつたサービスが可能になる

討していきたいというふうに考えております。現在省内で、許認可だけではございませんけれども、今後いかなる行政手法を用いて行政を行つてもらいたいかということにつきましての研究会を設けまして、鋭意勉強をしておるという段階でございます。

○大島委員 今までのお話を総合的に伺いますと、先ほども申し上げたわけですが、運ぶ手段ではなくて、運ぶ物によつていろいろと機構改革をしながら総合的に対策を立てていこうという姿勢だと思うわけであります。そこで、まず物を運ぶ、貨物流通に関して一、三お伺いしたいわけであります。

今日の物流に関して、需要の多様化、さらに経済構造がどんどん変わつてきてる、さらにまた大変な情報化時代になつてきてる、大きく分ければこの三点が国内的に見ますといわば物流の環境を取り巻く大きな変化ではないか、このように私は思うわけであります。もちろん国際化ということもあるわけであります。そこで、そこで、こういう経済状況あるいは需要の変化あるいはまた情報化時代、そういうものに対しこれから機構改革をされようとしている中での、貨物流通局というのでございましょうか、そういう中での基本的な政策、あるいはもしそういう中で具体的にこういうことをやつてみたいあるいはこういうふうな方向にいわゆる政策を誘導してみたい、そういうふうなものがございましたらお聞かせ願いたいと思うのであります。

○西村(庶)政府委員 新しくできます貨物流通局の今後の政策の方向でございますが、ただいまの物流を取り巻くいろいろな条件の変化という点につきましては、先生から御指摘のあつたことがやはり私どもは基本的な問題点だらうというふうに思つております。そこで今後、貨物流通局といたしますと、先ほどから官房長もいろいろ御説明をしておりましたが、従来の個別の事業ごとに許認可という手法による運送事業の保護育成ということによつて、今までできなかつたサービスが可能になる意味で今後どういう方向に物流が進んでいくかというまず方向づけをし、そしてその上でこういう意味で今までの物流が将来考えられるわけですが、各事業者の自主的な意欲をそちらに向けて伸ばしていくかということが私どもの行政の基本になろうかと思つておるわけでございます。

そこで、具体的にどんなことがあるかといいますと、先ほど先生から御指摘のように、いろいろな意味で需要が多様化しておりますし、また経済構造が大きく変化している。これは、いわゆる軽薄短小と言われるような貨物の種類の変化に出でているわけでございます。そういう意味での新しい産業界のニーズというもののきめ細かく対応していく必要がある。例えばそういう需要がどういうものかといいますと、非常に定時性あるいは速達性を要求するということ、さらには在庫を圧縮するということ、あるいは計画的な生産、販売が可能なよう、そういうことを支えるような物流といいうものの方を要求する、こんなことが実際に出てきてるわけで、こういうことが可能なようないいサービスはどういうふうにしていつたらいいか。例えば在庫管理、仕入れあるいは流通加工といったような分野まで含めました一貫した物流サービスというようなこと、これは非常に付加価値の高いものでございますが、いわゆるトータル物流業といいうようなものを育成する、あるいは最適の交通機関を組み合わせて定時にそして速達をするような輸送サービスを編み出していく、そういう意味での総合物流業といいうようなものを育成していくといふことが一つの基本的な今後の行政の行き方ではないだろうかといふことを考へるわけですし、また一方、消費者の新しいいろいろなニーズ、これが宅配便とかトランクルームとかで出てきているわけですが、こういうものの健全な発展を促進していくこともまた必要だろうと思つております。それからさらに、こういうものを実際に可能としたいたしますのは、先ほど御指摘があつた情報化といふシステムを使うことによつて、今までできなかつたサービスが可能になる

業種となつたわけであります、それでもなおかつ非常に激しい経済情勢、経済構造の変化についていけない中小の業者が相当あるのではないか。そういう意味で、今後ともそれらに対してもは本当に気配り、心配りをしていただきたいと思うのであります。

実際問題といたしまして、そういう中小の業者の中でもいつも一番大きく頭を悩ましている問題は、運賃の問題ではないかと私は思うのです。道路運送法あるいは道路運送車両法、通運事業法、大きく分ければこの三法によって自動車運送業がいろいろと保護されあるいは育成されているわけであります、そういう中で一番頭を悩ましてるのは何かというと、構造改善もしなければならないあるいはまたいろいろなことをしなければならないけれども、実際は実勢運賃とそれから許可運賃のギャップを何とかしてもらわないといけない。また、片方から見ると、ダンピングの問題でありましょうし、見方によつてその問題はいろいろ議論されると思うのでありますが、まず実勢価格と許可運賃価格の格差についてどのように把握され、さらにそれらに対応してどのように対処しようとされておるのか、その点が第一点であります。

それからさらに、今日国鉄貨物の合理化等に伴いまして、通運事業者、日本には約一千近く一千までいかないかもしれないが、あるわけでございまして、それらの業者、これまた大中いろいろあるわけでございますが、最も多いのはむしろ小中、この辺の業者が多いわけであります。その合理化に伴つて、まさに構造転換、仕事の内容を変えていこうとしてもなかなか厳しい、そういうふうなものに対してもどうするか対処されているのか。その二つの点を現実の問題としてお伺いしたいと思います。

○角田政府委員 まず第一点のトラック運送事業者の運賃の問題でございますが、先生からだいま御指摘いただきましたように、確かにトラック運送事業者というのは中小が大部分でございま

す。したがいまして、荷主に対する事業者の経済的な地位はどうしても弱いことが、運賃がなかなか認可運賃までいただけないという原因になつてゐるわけでございまして、私どもといたしましては、中小企業近代化促進法に基づく総合改善、構造改善事業を積極的に推進していく、こういうようなことが一応基本でございますけれども、荷主の理解と協力を事業者の方自身もよく得られるような努力をしていただかなければならぬわけでございます。

私どもといたしましてもそれだけでは足らないわけで、行政の側としても何とかこれをバックアップしようということで、荷主の所管の官庁、農林省であるとか通産省であるとか、そういうところに対しましても、認可運賃が取れるよう、これらは何とかしてそういうようなことになるようにならなければなりません。そこで、荷主と懇談会を持つ、それでその場に陸運局なりあるいは陸運事務所の職員が参加しまして、それらの関係者が寄り集まつて認可運賃を受取できるような方策をとつていく、こういうような努力も重ねておるわけでございます。

そのほか、この認可運賃につきましてはいろいろと最近も話題になつておりますと、五十七年の数字でございますが、認可運賃を一〇〇にいたしまして、実際に取つてある運賃が七五%というような数字がござります。そういうことで、私どもが調査しましたところによりますと、五十七年の数字でござりますが、認可運賃を一〇〇にいたしまして、実際につき取つてある運賃が七五%というようなのは、かなり歴史と伝統を持ちながらも小さい力、さらにはまた経営努力、万般にわたつてしまつて、なかなか点もたくさんある業界だと思うわけではありません。その点は十二分に私も理解をしておるわけでございますが、しかし、通運事業者といふのは、かなり歴史と伝統を持ちながらも小さい業者が非常に多くございまして、そういう意味では小さいながらも慣行がかなりきついものがある。そういう意味で、事業の転換をしたりするにもえらい苦労をされて苦しんでおられる方々があるわけでございまして、ひとつ細かく事情を見ていたいながら、総合的な対策、今おつしやつていただきながら、強力に進めたいと思います。

この貨物輸送を取り巻く環境は、おかげではなくやはり海上輸送にもかなりいろいろと影響を及ぼしているのではないか。そういう意味で一だときましたようなことを強力に進めたいと思います。

それから、第二点の通運事業対策でございますが、国鉄貨物の合理化によりまして通運事業といふものは相当大きな影響を受けておるわけでございます。このために私どもとしては、まず、通運事業の方々が事業を縮小し抱えておる職員をどうするかというようなことに対しまして、雇用の

安定を図らなければいかぬわけでございまして、そのための雇用対策、これは雇用保険法に基づきます雇用調整助成金でございますが、この助成金の対象業種に通運事業をするというようなことがなくなつてしまつて、駅の免許が取れるようになりますので、駅の免許のつけかえ、これも迅速的確に処理する、そういうようなこと。それからもう一つは、いろいろな転業なり何なりで資金が必要でござりますので、所要資金の低利融資の確保とか、こういうような対策を講じまして、いわゆる五九・二と言われる国鉄の貨物の合理化に通運業者が対応できるような態勢を、一応我々行政側としてはそういう指導、措置をとつてまいつたわけでございます。

○大島委員 もちろん事業者それぞれの自助努力、さらにはまた経営努力、万般にわたつてしまつて、なかなか点もたくさんある業界だと思うわけではありません。その点は十二分に私も理解をしておるわけでございますが、しかし、通運事業者といふのは、かなり歴史と伝統を持ちながらも小さい業者が非常に多くございまして、そういう意味では小さいながらも慣行がかなりきついものがある。そういう意味で、事業の転換をしたりするにもえらい苦労をされて苦しんでおられる方々があるわけでございまして、ひとつ細かく事情を見ていたいながら、総合的な対策、今おつしやつていただきながら、強力に進めたいと思います。

このようないくつかの問題がござりますが、それとともに、やはり船舶の大規模化というものが着実に進んでおります。また、貨物のコンテナ化といったような貨物輸送の合理化も進んでおります。そういう事柄に対する対処、あるいはエネルギー情勢が順次変化していくおりますので、そのような情勢の変化への対応あるいは船舶航行の安全確保というふうないろいろな要請がございまして、それらにこたえるための対策が港湾で必要になつてくるわけでござります。

したがいまして、それらの要請を踏まえた外国貿易港湾の整備あるいは国内の流通拠点港湾の整備、エネルギー港湾の整備あるいは開発保全航路の整備というふうな諸対策を第六次港湾整備五カ

年までの間に私どもとしては、まず、通運事業の方々が事業を縮小し抱えておる職員をどうするかというようなことに対しまして、雇用の

ますが、とかくそういうふうな形で、海上輸送の将来性というものが一体どうなるだろうか、そういうふうなことを非常に疑問視する方もおるわけでございます。

実際問題として、これから海上輸送業の展望と将来というのでしようか、そういうふうなものと、それに対応してこれから日本の港湾整備、どういうところに力点を置かれて進めようとされているのか、その辺をひとつお伺いしたいと思います。

年計画に基づきまして引き続き計画的に実施してまいりたいというふうに考えておるところでござります。

○大島委員 それでは、次に人を運ぶ問題に移らしていただきますが、内外ともに空輸の重要性といふのは大変高まつておるわけあります。その観点から、全体的に空港整備に関しての積極的な運輸省の姿勢に対しても敬意を表するわけであります。

特に、この際でございますので、私どもの青森空港、三沢空港に対しても大変適宜な処置をしていただき、心から感謝をするわけであります。ところが、一つだけ我が県のことについてちょっと御質問といいましょうか、見通しをお聞かせ願いたいのであります。我が県は御案内のようにまだ新幹線も参りません。したがつて、陸の孤島といふまではいかないわけでありますが、頼るのはかなり空輸に頼つてあるわけであります。ところが、そういう中で、本県の二空港の運用時間が隣接県の空港と比べて非常に短うございまして、例えば花巻が十一・五時間、さらに山形空港が十一・五時間、秋田が十一・五時間、これは運用時間が八時間、さらに三沢は十時間、こういうふうな運用時間でござりますとダイヤが非常に窮屈であるわけであります。

青森県民、何回も御陳情も申し上げ、お願いをしているわけであります。今日の行政改革の中で職員増といふのは大変厳しいんだ、こういう事情もよく承知しております。しかしながら、先ほど申し上げましたように新幹線もまだ来ず、そういう見通しについて、運用時間延長をしてもらいたいという願いを込めて御質問しているわけでござりますので、その辺の御答弁をひとついただきたい、こう思います。

○山本(長)政府委員 空港の運用時間の延長問

題、各地から非常に強い要望がございます。これは先生も御質問の中でお尋ねのとおりでござります。

整備でございますとかパイロット等の人繰りの関係上、東京あるいは大阪を基地として運航するものでございますから、これを地方の立場から見れば、初便は、東京から飛んでいった飛行機が今度は東京へ帰つてくる便が初便になるし、それから最終便は、東京から出る便が最終便になる。そのときの時間差をとれば短い、日帰りができる

ようふうな事情があるわけでございます。私たち、この間の事情というものを、地元の改善についての御要望が非常に強いということも十分承知いたしております、それを受けまして、逐次空港の運用時間の延長を実施しておるわけでございます。

ただ、これも御質問にございましたけれども、定員事情が非常に厳しくございまして、御要望どおり、また私たちが考えますとおりにはなかなかまらないな事情がござります。運輸省全体は、先ほど官房長から御答弁いたしましたけれども、定員は減つておるわけですが、それでも、航空関係につきましては、航空についてのニーズが非常に高いというところから、定員は毎年ふやしていただいているのでござります。その中に運用時間の延長に伴う増員も入つておるわけでござります。

先生御指摘の空港につきましても、これは運用時間に伴う地元の不便さ、それがやはり非常にたくさんニーズがござりますものですから、便数あるいは利用者数というのも考えつつ、やはり私たちはいたしましては、運用時間の延長につきましても、全國民並みの利便を確保したい、こういうふうな熱い要望、希望があるわけでございまして、そういう意味で運用時間の延長といふ見通しについて、運用時間延長をしてもらいたいという願いを込めて御質問しているわけでござりますので、その辺の御答弁をひとついただきたい、こう思います。

○山本(長)政府委員 空港の運用時間の延長問

た。これは一般論でございます。

私は、管制の要員だけが何人か、本当に数人、三人とかなんとかが足りないために非常に大きな不便があるという際には、政府全体の中から、もちろん場合によつては運輸省の中からでも、とにかくその定員だけが問題であればそんなものは出せないはずはないですか、それは最優先に出すべきではないかということを実はこの間から提唱しておるのであります。ですから、今まで以上に一生懸命やつてくれております。定員に関しましては

そういうことでございます。

ただ、今山本航空局長から申し上げたように、

一番困つておりますのが、私どもも田舎でござ

ります。便数をふやしたくても、東京と大阪が受け

られない。そういうことで、きょうも実は本会議

でござりますが、誠心誠意やつておりますので、政

治は信頼がなくてはこれは成り立たない、このこ

とだけ申し上げて、運輸行政を今はお預かりして

おりますので、運輸行政は一体どうするかといふ

ことについて、むしろ運輸大臣でございますので

申し上げたいと思います。

○細田国務大臣 大変大きな話でございまして、

政治全般につきましては私は申し上げたいことも

何だろか、こういうことについて所見をちょつ

とお伺いしたいと思うのであります。

そこで、一つだけお伺いしたいのですが、大臣

の政治哲学について、政治の公平といふのは一體

です。私はこれは非常に大事なことだと思ってお

ります。

さてまだ三ヵ月でございますが、ある方に伺いま

したら、清廉の士で、政策の達人だというふうに

伺つておるわけであります。また、運輸行政の工

業でもある、このように伺つておるわけであります。

そこで、一つだけお伺いしたいのですが、大臣

の政治哲学について、政治の公平といふのは一體

です。私はこれは非常に大事なことだと思ってお

ります。

さて私は、これは非常に大事なことだと思ってお

全の確保という点につきましては、油断しちゃいけませんけれども、これはよくやつておると褒めています。だからなければならぬのじやないかと思うのです。ばかや怠け者ばかり寄つておつて、そんな安全に一日何十万キロという、地球を周する汽車が動くわけがない、こう思つております。

次に大事なことは何だといいますと、私ども運輸省としましては、今度の機構改正もそれを基準に考えておるのでござりますけれども、公共性の確保ということです。個々の業者はそれぞれ一生懸命、私企業でござりますからいろいろやるわけでございますが、運輸行政としては、これは公共性をあくまでも重んずるという立場でそれは公共性をあくまでも重んずるという立場でその私的な利益を追求しておるものとどう調和させていくかということが、一番大きな問題であろうと思つております。

そのほか申し上げたいこともありますけれども、その二点だけは特に運輸行政の一一番もととして考えていかなければならぬ、このように思つておるわけでございます。御質問が非常に大幅なものでござりますから、私もおしゃべりでございまして、余り一般的なお話をすることはここで遠慮させていただいた方がよろしいかと思ひますのでございますから、私もおしゃべりでございまして考えていかなければなりません。

○大島委員 実は、そこで私が期待しておつた答弁は、その利便性を全国津々浦々に公平にやらなければいかぬという期待をしておつたんですが、安全性、さらに公共性と、まことにそのとおりだと思うのであります。

そこで、最後の質問に移らざしていただきます。

新橋—神戸間に鉄道が敷かれ、開通したのが一八八九年七月一日と伺つております。明治二十二年。上野—青森間の鉄道の開通が一八九一年九月一日、明治二十四年と伺つております。その間にはわずか二年の差があるのであります。これは明治時代であります。新幹線はといいますと、東京—大阪、一九六四年十月一日、昭和三十九年であります。上野—青森間といいますと、残念ながらまだ今のところ見通しは立つておりません。

私が今、何を申し上げようとしているのか、おわかりいただけるだらうと思います。整備新幹線も入りますと八百万人の国民が、先ほど申し上げましたようにもう運輸行政の最高のオーバーリティーである細田先生に期待するところは大であります。特に盛岡以北、北海道も入りますと八百万人の国民が、先ほど申し上げましたようにもう運輸行政の最高のオーバーリティーに理解をしているわけですが、しかし、何とか六十年度の着工に進んでいただきたいものと、かういう切々たる願いが今日ほど盛り上がっているときは私はないと思つております。そういう意味でも大臣に期待するところが非常に大きいやでございまして、そういう願いを込めて、ひとつ六十年度の着工見通し、そういうふうなものをお聞きたいと思います。

○細田國務大臣 お答え願えればありがたいと思います。

新幹線上野—盛岡間、そのうち大宮—盛岡間が開通しまして、来年の四月から上野まで開通することになつております。しかし、上野—盛岡間で切るという合理的な理由は何もない。これはもう金でつくるとすれば、國鐵の借金において利息のつく金でつくるということは、もうそれ以上にだんだん借金が大きくなるので、これは臨調も非常に決つておるところでござりますし、何とかこのところに工夫が要るわけでござります。利息のつかない金で何とかならないか、あるいは利息をどこか、だれかが持つていてできないか。要するに、国有鉄道が困つておりますのも、一番困つておりますのは実は借金で困つておる、サラ金のよくなつて困つておるのでござります。したがつて、これから先新幹線をつくるとすれば、國鐵の借金において利息のつく金でつくるということは、もうそれ以上にだんだん借金が大きくなるので、これは臨調も非常に決つておるところでござりますし、何とかこのところに工夫が要るわけでござります。利息のつかない金で何とかならないか、あるいは利息をどこか、だれかが持つていてできないか。要するに、国有鉄道の目前の負担でやるということになりますと、これはとても今の状態では監理委員会の方でも許してもらえない、こういうジレンマ申し上げました公共性ということのために、私はもう長い間交通関係やつておりますから、よく承知しておるのでござります。

最初に、東海道山陽新幹線の新しい駅の建設問題でお伺いいたしたいと思います。

國鐵では、六十年中にもひかり、こだまの編成がえ、あるいはひかりのスピードアップあるいはまたひかりの停車駅の増加等を検討中だと承つております。また東北新幹線におきましても、これは大臣が議員連盟の会長として大変な御努力をなさつて、水沢、花巻の新駅が現在建設中であります。そこで、数年前から東海道あるいは山陽の新幹線の新駅を望む地域の住民あるいは関係の都道府県等の声、そうしたようなことから國鐵も真剣にこの建設を検討中と承知いたしております。

たまたま私の住む地元の掛川の新駅というものは、かなり一生懸命運動中でございまして、私は六十二年の夏の開業ということを目指して今生懸命に準備をいたしているところでございま

すが、この方は法律に基づきまして地元の負担とすることになつておりますので、その方の準備もほぼ完了いたしております。あるいはまた国鉄の収入、先ほど大臣から赤字のお話がございましたが、この駅をつくつていただけば国鉄の収入がふえて借金が減っていく、それからまた静岡、浜松という大きな駅にひかりを余計に停車できる、こういう大きな国鉄のメリットもあると私どもは承知しているわけでございます。また、県知事等の全面的なバックアップもございます。なお、静岡県は富士駅もございますから、これもあわせて推進をしなければならぬと思っておりますが、掛川はかなり先行的な準備が進んでいると承知いたしているわけでございます。

そこで、掛川のみならず東海道山陽新幹線の新しい駅の問題について、国鉄当局あるいは運輸省がどのように取り組んでいらっしゃるか、あるいはまた、この掛川駅の設置の見通し等についてお尋ねいたしたいと思います。

○岡田説明員 国鉄の方から最初に答弁をさせていただきます。

既設の新幹線に新駅を設置いたします場合に、幾つかの条件を満たす必要があるわけでございます。すなわち、曲線でございますとか勾配あるいは地形等から見て設置が技術的に可能であること、列車ダイヤに大きな影響を及ぼさないということ、国鉄の経営収支を悪化させるものでないということ、それから地元の御協力が得られる。この御協力が得られるという意味は、工事費の御負担あるいはその周辺地域の道路でございますとか広場でございますとか、そういう公共施設の整備について地元が確たる確信を持つておられるというような事柄でございます。

東海道の区間ににつきましては、現在、先生お話しございました掛川を含めまして五ヵ所の区間にわざいます。

ついで地元から新駅設置の御要望が出されているわけでございます。

特に御質問のございました掛川駅につきましては、私ども、今地元でこの位置でどうだというお

話のござります場所については、承知をいたしております。そこにつきまして技術的な問題はない、技術的に設置不可能ということはないといふうに承知をいたしております。

また、今先生からもお話をございましたように、駅周辺の町づくりにつきましても具体的な写真を持つておられるというふうにも承知をいたしておりますし、費用の負担の点につきましても十分その御用意があるというふうに聞き及んでおります。そういう意味では、先ほど申し上げました幾つかの条件はクリアをしているわけでございます。

ただ、特に東海道東京—新大阪間につきましては、一日、往復でいたしますと約三百二十本といふ非常に高密度の列車を運行いたしておりますので、新駅を設置することによりまして新幹線の特性でございます速達性を損なうことがないよう、新幹線移送システム全体の中で列車ダイヤの問題並びに先ほど申し上げましたように国鉄の収支に与える影響の問題ということにつきまして慎重な検討を鋭意進めているところでございまして、これら検討につきましてはなお若干の日時が必要かというふうに存じております。

○戸塚委員 十分理解いたしました。

大臣、お聞きのとおりでございますが、大臣は、

先ほど大島委員からもお話をございましたが、また新幹線の問題等についてはもうナンバーワンの政治家というふうに私どもは尊敬いたしております。そういう意味でひとつ大臣、この問題について積極的にお取り組みいただきたいと思いまが、いかがでございましょう。

○細田国務大臣 具体的にどこへ駅をつくるとい

う話については、きょうは私ここで今申し上げることとは遠慮させていただきます。

先ほど御質問の中にもございましたように、私は運輸大臣になります前は新幹線駅設置の議員連盟の会長をいたしておったわけでございまして、基本的な考え方について申し上げたいと思いま

私は、新幹線についてもつともと利用が強化されなければならぬと思っております。まだいっているわけではございませんけれども、やはり遠くまで、運賃の問題やいろいろな問題を考えてお客様に乗つてもらわなければならぬ、こう思つております。

今、国有鉄道で一番大事なことは営業活動を活発にして増収することなんです。運賃値上げの前にむしろ増収を図つて、一割ぐらい何とかならないかと私は總裁にも言つておるわけなんです。その増収の面から考えますと、今岡田君が言いましたいろいろ技術的な点やらいろいろな点がありますから、どこでもかしこでもというわけにはいけませんが、そういう問題等の調和点を見つけて、駅をつくることが増収につながるということを私は確信をいたしております。したがつて、今岡田君の言われたようないろいろな条件が満たされればこれを促進するという方向で基本的に考えておるということだけを申し上げる次第であります。

○戸塚委員 ありがとうございました。そこで大きなか二番目の問題に移るわけでございますが、先ほど非常に御声援をいたしておりますので、強く掛川駅の早期実現を御要望して、大きな二番目の問題に移りたいと思います。

大きな二番目の問題は、先ほども大島委員お話をございましたローカル空港問題でございまして、これまで非常に御声援をいたしておりますので、新規空港をつくるということで工事費の二番目の問題に移りたいと思います。

現在、ローカル空港として、滑走路の延長をするとかある以外の空港として、中でこの期間中ににおいては継続空港としてどこどこを整備していく、新規採択としてどういう空港の調整をとつて五ヵ年計画をつくりまして、その本格的に検討をしていく場合に、その可能性についてどのように考えていらっしゃるか、お尋ねいたしたいと思います。

○戸塚委員 空港整備計画につきましては、その年その年の予算でどうこうするということもではございませんで、これは政府の投資全体との中を整備していく、新規採択としてどういう空港を考えていくことを航空審議会にお諮りいたしまして、そして計画をつくり、毎年毎年の予算でその計画に沿つて実施をしている、こういう状態でございます。

現在、ローカル空港と申しますか、東京、大阪以外の空港として、滑走路の延長をするとかあるのは新規の空港をつくるということで工事をやっておりますのが二十二空港であつたと思います。今第四次の五ヵ年計画が進行中でございまして、ローカル空港につきましては相当整備が進んできたというふうに思つておりますけれども、なお未整備の空港、さらにまた空港空白地帯と申しますか、がござりますことも事実でございまして、ローカル空港につきましては相当整備が進んできました。今後どういうふうな空港をどうしていくかといふことにつきましては、先ほど申し上げましたが、まだ整備の要望が強い空白地帯があるということもあり、また大臣が申されましたような観点でございます。

今後どういうふうな空港をどうしていくかといふことにつきましては、先ほど申し上げました

が、まだ整備の要望が強い空白地帯があるということもあり、また大臣が申されましたような観点でございます。

今後どういうふうな空港をどうしていくかといふことにつきましては、先ほど申し上げました

が、まだ整備の要望が強い空白地帯があるということもあり、また大臣が申されましたような観点でございます。

そこで、まだ具体的に我が県でこの運動が起こつてゐるわけではございませんけれども、やはり遠い将来のことを考えますと、ローカル空港として静岡県の位置というのは適切ではないか、少なくとも最低一つの空港は必要じゃなかろうか、このように思つておられるわけではございませんけれども、ローカル空港の整備計画、現在、当面どんなところが計画されているか、あるいは静岡県でも、将来が計画されているか、お尋ねいたいと思います。

れども、六十一年度からというふうになろうかと思ひますけれども、新規の五ヵ年計画の中でローカル空港整備の方向づけということをしてまいりたいというふうに現在考えておる次第でござります。

○戸塚委員 わかりましたが、私、静岡県の可能性についてお伺いしたわけでございます。もちろんすぐにとっておわけではございませんが、先ほどの未整備、全然空白地帯というような形の中で検討の余地はある、そう考えてよろしゅうございませんね。

○山本長政府委員 答弁漏れでございまして、失礼いたしました。
静岡県につきましては、空港の利用という観点から見れば、東京へ出てくるか名古屋へ出るかといふ地帯でございまして、空港の利用面から不便なところであるというふうに私たち理解をいたしております。公式な意見ではなく、空港をつくりたいんだというふうな意見を承ったこともござりますが、今後、県当局などの御意見も聞きながら検討してまいりたいというふうに考えております。

○戸塚委員 ありがとうございました。
○片岡委員長 次回は、来る十二日木曜日午前九時五十分理事会、午前十時委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。
午後五時五十四分散会

運輸省設置法の一部を改正する法律案

運輸省設置法の一部を改正する法律

運輸省設置法（昭和二十四年法律第二百五十七号）の一部を次のよう改定する。

目次中「海運局」を「地方運輸局」に、「第三款削除」に改める。

第三十九条中「左の」を「次の」に、「海運局」を「地方運輸局」に改める。

局を「地方運輸局」に改める。

第一款 海運局」を「第一款 地方運輸局」に改める。

第三十九条を次のように改める。

所掌事務

第四十条 地方運輸局は、運輸省の所掌事務のうち、次の事務を分掌する。

一 所掌事務に関する調査及び統計に関すること。

二 所掌事務に係る指定貨物の輸出検査に関すること。

三 所掌事務に係る事業の運賃及び料金に関すること。

四 所掌事務に係る事業の財務に関すること。

五 所掌事務に係る事業の労務に関すること。

六 所掌事務に関する買収及び補償に関すること。

七 運輸に関して、観光事業の発達、改善及び調整を図ること。

八 運輸に関する、観光地及び観光施設を調査し、及び改善すること。

九 観光宣伝に関すること。

十 旅客定期航路事業の免許、許可及び認可に関すること。

十一 自動車航送貨物定期航路事業及び旅客定期航路事業の許可及び認可に関すること。

十二 本州四国連絡橋の建設に伴う一般旅客定期航路事業及びその関連事業に係る実施計画

の認定に関すること。

十三 内航海運業並びに内航運組合及び内航

海運組合連合会に関すること。

十四 船舶の譲渡、譲受及び貸渡しの許可に関すること。

十五 油濁損害賠償保障契約に関すること。

十六 日本船舶以外の船舶について日本各港間の運送及び不開港場への寄港の特許に関すること。

十七 海事代理士に関すること。

十八 海事思想の普及及び宣伝に関すること。

十九 第三号から第六号まで及び第十号から前号までに掲げるもののほか、水上運送事業及び水上運送の発達、改善及び調整に関すること。

二十 船舶、船舶用機関及び船舶用品の検査に関すること。

二十一 船舶に設置される海洋汚染防止設備等及び焼却設備の検査に関すること。

二十二 満載喫水線の指定に関すること。

二十三 船舶による危険物その他の特殊貨物の運送及び貯蔵に関すること。

二十四 造船に関する事業の発達、改善及び調整に関すること。

二十五 船舶の製造、修繕、引揚げ及び解体並びに船舶用機関及び船舶用品の製造、修繕、流通及び消費の増進、改善及び調整に関すること。

二十六 船舶、船舶用機関及び船舶用品の製造及び修繕に関する技術の改善に関すること。

二十七 船舶のトン数の測度及び登録に関すること。

二十八 モーターボート競走の施行に関すること。

二十九 船員の労働組合及び労働関係の調整に関すること。

三十 船員地方労働委員会に関すること。

三十一 船員の労働組合及び労働関係の啓発宣

伝に関すること。

三十二 船員の労働条件、災害補償その他保護に関すること。

三十三 船員の最低賃金に関すること。

三十四 船員法における船内規律に関するこ

と。

三十五 船員手帳に関すること。

三十六 船員の職業紹介事業及び職業の指導、職業の補導その他船員の労務の需給調整に関するこ

と。

三十七 船員の職業紹介事業及び労務供給事業並びに船員の募集の改善及び調整に関するこ

と。

三十八 船員の福利厚生に関するこ

と。

三十九 船員に係る勤労者の財産形成に関するこ

と。

四十 海技従事者の免許並びに船舶職員の資格及び定員に関するこ

と。

四十一 水先に関するこ

と。

四十二 外國船舶に係る航海当直体制及び船員の資格に関するこ

と。

四十三 運輸大臣の指定する港湾施設の管理に関するこ

と。

四十四 港湾における諸作業の改善、調整等に関するこ

と。

四十五 港湾運送事業の発達、改善及び調整に関するこ

と。

四十六 港湾運送事業及び検数人等に関する免許、許可、認可及び登録に関するこ

と。

四十七 倉庫業その他の保管事業に関する許可及び認可に関するこ

と。

四十八 倉庫業その他の保管事業に関する寄託約款に関するこ

と。

四十九 倉庫業その他の保管事業の発達、改善及び調整に関するこ

と。

五十 廉油処理事業及び自家用廉油処理施設に関するこ

と。

五一 日本国鉄道の監督に関するこ

と。

五十一 地方鉄道、軌道、専用鉄道、索道及び

無軌条電車に関する免許、特許、許可及び認可に關すること。

五十三 地方鐵道及び軌道の補助その他の助成に關すること。

五十四 地方鐵道、軌道、専用鐵道、索道及び無軌条電車の運輸及び運転並びにこれらの施設及び車両の整備に關すること。

五十五 地方鐵道、軌道、専用鐵道、索道及び無軌条電車の安全の確保及び運転事故に關すること。

五十六 地方鐵道及び軌道の係員の職制、服務及び資格に關すること。

五十七 自動車運送事業、自動車道事業、通運事業及び通運計算事業に關する免許、許可及び認可に關すること。

五十八 自動車運取扱事業に關する登録及び認可に關すること。

五十九 自動車ターミナルに關すること。

六十 軽車両等運送事業の発達、改善及び調整に關すること。

六十一 道路運送に關する輸送の実施の計画、調整及び監査に關すること。

六十二 自家用自動車の使用の調整に關すること。

六十三 道路運送及び道路運送車両と道路との関連に關する調査及び研究に關すること。

六十四 自動車の登録及び自動車抵当に關すること。

六十五 道路運送車両の整備及び検査に關すること。

六十六 自動車車庫に關すること。

六十七 自動車整備士の技能検定その他自動車整備士に關すること。

六十八 自動車分解整備事業の認証、優良自動車整備事業者の認定その他自動車の整備事業に關すること。

六十九 第五十七号から前号までに掲げるもの

のほか、道路運送車両の使用及び保安並びに道路運送車両による公害の防止に關すること。

と。

七十 鉄道、軌道、道路運送その他の陸運の用に供する車両、信号保安装置その他の陸運機器の生産（自動車及び原動機付自転車の製造を除く）、流通及び消費並びにこれらの陸運機器の生産に關すること。

七十一 自動車損害賠償責任保険及び自動車損害賠償責任共済に關すること。

七十二 自動車損害賠償保障事業に關すること。

第三款 削除

第四十七条から第四十九条まで 削除

附則

第一条 この法律は、昭和五十九年七月一日から施行する。

第二条 船員保険法（昭和十四年法律第七十三条）の一部を次のように改正する。

第三十三条ノ四中「海運局」を「地方運輸局」に、「支局」を「海運支局」に改める。

第三十三条ノ五から第三十三条ノ十一まで、第三十三条ノ十二ノ二、第三十三条ノ十三、第三十三条ノ十四から第三十三条ノ十六まで、第三十三条ノ十五、第三十三条ノ三及び第五十七条ノ三中「海運局」を「地方運輸局」に改める。

第三十三条ノ二十四から第三十三条ノ三十六まで、第三十三条ノ三十七ノ二、第三十三条ノ三及び第五十七条ノ三中「海運局」を「地方運輸局」に改める。

第三十三条ノ三十九から第三十三条ノ四十六まで、第三十三条ノ四十七ノ二、第三十三条ノ三及び第五十七条ノ三中「海運局」を「地方運輸局」に改める。

第三十三条ノ四十九から第三十三条ノ五十六まで、第三十三条ノ五十七ノ二、第三十三条ノ三及び第五十七条ノ三中「海運局」を「地方運輸局」に改める。

第三十三条ノ五十九から第三十三条ノ六十六まで、第三十三条ノ六十七ノ二、第三十三条ノ三及び第五十七条ノ三中「海運局」を「地方運輸局」に改める。

第三十三条ノ六十九から第三十三条ノ七十六まで、第三十三条ノ七十七ノ二、第三十三条ノ三及び第五十七条ノ三中「海運局」を「地方運輸局」に改める。

第三十三条ノ八十九から第三十三条ノ九十六まで、第三十三条ノ九十七ノ二、第三十三条ノ三及び第五十七条ノ三中「海運局」を「地方運輸局」に改める。

第三十三条ノ九十九から第三十三条ノ一百六まで、第三十三条ノ一百七ノ二、第三十三条ノ三及び第五十七条ノ三中「海運局」を「地方運輸局」に改める。

第三十三条ノ一百九十九から第三十三条ノ一百九十六まで、第三十三条ノ一百九十七ノ二、第三十三条ノ三及び第五十七条ノ三中「海運局」を「地方運輸局」に改める。

第三十三条ノ二百九十九から第三十三条ノ二百九十六まで、第三十三条ノ二百九十七ノ二、第三十三条ノ三及び第五十七条ノ三中「海運局」を「地方運輸局」に改める。

第三十三条ノ三百九十九から第三十三条ノ三百九十六まで、第三十三条ノ三百九十七ノ二、第三十三条ノ三及び第五十七条ノ三中「海運局」を「地方運輸局」に改める。

第三十三条ノ四百九十九から第三十三条ノ四百九十六まで、第三十三条ノ五百零一ノ二、第三十三条ノ三及び第五十七条ノ三中「海運局」を「地方運輸局」に改める。

第三十三条ノ五百九十九から第三十三条ノ五百九十六まで、第三十三条ノ五百九十七ノ二、第三十三条ノ三及び第五十七条ノ三中「海運局」を「地方運輸局」に改める。

第三十三条ノ六百九十九から第三十三条ノ六百九十六まで、第三十三条ノ七百零一ノ二、第三十三条ノ三及び第五十七条ノ三中「海運局」を「地方運輸局」に改める。

第三十三条ノ七百九十九から第三十三条ノ七百九十六まで、第三十三条ノ八百零一ノ二、第三十三条ノ三及び第五十七条ノ三中「海運局」を「地方運輸局」に改める。

第十一条中「海運局長」を「地方運輸局長」に、「海運局」を「地方運輸局」に改める。

第十五条中「海運局長」を「地方運輸局長」に、「海運局」を「地方運輸局」に改める。

第十六条から第二十一条まで、第二十三条から第二十四条まで、第二十九条（見出しを含む）、第四十三条、第四十四条、第四十六条、第五十七条、第五十八条、第六十条、第六十一

条、第六十三条及び第六十七条中「海運局長」を「地方運輸局長」に改める。

第五十七条、第五十八条、第六十条、第六十一

条、第六十三条及び第六十七条中「海運局長」を「地方運輸局長」に改める。

改める。

<p

第一百七十七号の一部を次のように改訂する。

第五十四条中「海運局長又は海運局支局長」を「地方運輸局長又は地方運輸局海運支局長」に改める。

(港湾運送事業法の一部改正)

第十五条 港湾運送事業法(昭和二十六年法律第百六十一号)の一部を次のように改訂する。

第七条中「海運局」を「地方運輸局」に改めると。

第七条の三、第十六条の三及び第三十条中「海運局長」を「地方運輸局長」に改める。

(最低賃金法の一部改訂)

第十二条 最低賃金法(昭和三十四年法律第百三十七号)の一部を次のように改訂する。

第四十条中「海運局長」を「地方運輸局長」に改めると。

第七条の三、第十六条の三及び第三十条中「海運局」を「地方運輸局」に改める。

(地方行政連絡会議法の一部改訂)

第十三条 地方行政連絡会議法(昭和四十年法律第三十八号)の一部を次のように改訂する。

第四条第一項第七号中「陸運局」を「地方運輸局(海運監理部を含む。)」に改め、同項第八号を次のように改める。

第八 削除

(船員災害防止活動の促進に関する法律の一部改訂)

第十四条 船員災害防止活動の促進に関する法律(昭和四十二年法律第六十一号)の一部を次のように改訂する。

第六十四条中「海運局長」を「地方運輸局長」に改めると。

第六十五条中「海運局長」を「地方運輸局長」に改める。

(海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の一部改訂)

第十五条 海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律(昭和四十五年法律第百三十六号)の一部を次のように改訂する。

第五十三条中「海運局長」を「地方運輸局長」に改める。

に、「海運局支局長」を「地方運輸局若しくは海運監理部の海運支局長」に改める。

(沖縄開発庁設置法の一部改訂)

第十六条 沖縄開発庁設置法(昭和四十七年法律第百二十九号)の一部を次のように改訂する。

第七条第一項第二号ホ中「海運局」を「地方運輸局」に改め、同号中トを削り、チをトとし、同条第二項中「チまで」を「トまで」に改める。

(国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法の一部改訂)

第十七条 国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法(昭和五十二年法律第九十四号)の一部を次のように改訂する。

第六条の二中「海運局長」を「地方運輸局長」に改めると。

第七条中「海運局長」を「地方運輸局長」に改めると。

第六条の二中「海運局長」を「地方運輸局長」に改めると。

第七条中「海運局長」を「地方運輸局長」に改めると。

第七条の三、第十六条の三及び第三十条中「海運局」を「地方運輸局」に改めると。

(船舶のトン数の測度に関する法律の一部改訂)

第十八条 船舶のトン数の測度に関する法律(昭和五十五年法律第四十号)の一部を次のように改訂する。

(船舶のトン数の測度に関する法律の一部改訂)

第十九条 船舶のトン数の測度に関する法律(昭和五十五年法律第四十号)の一部を次のように改訂する。

(船舶のトン数の測度に関する法律の一部改訂)

第二十条 船舶のトン数の測度に関する法律(昭和五十五年法律第四十号)の一部を次のように改訂する。

(船舶のトン数の測度に関する法律の一部改訂)

第二十一条 船舶のトン数の測度に関する法律(昭和五十五年法律第四十号)の一部を次のように改訂する。

(船舶のトン数の測度に関する法律の一部改訂)

第二十二条 船舶のトン数の測度に関する法律(昭和五十五年法律第四十号)の一部を次のように改訂する。

(船舶のトン数の測度に関する法律の一部改訂)

第二十三条 船舶のトン数の測度に関する法律(昭和五十五年法律第四十号)の一部を次のように改訂する。

者の雇用の安定に関する特別措置法(昭和五十八年法律第三十九号)の一部を次のように改訂する。

第二十条及び第二十五条中「海運局」を「地方運輸局」に改める。

第二十七条 第二十五条中「海運局長」を「地方運輸局長」に改める。

(地方鉄道法等の一部改訂)

第二十八条 第二十五条中「海運局長」を「地方運輸局長」に改めると。

(地方鐵道法等の一部改訂)

第二十九条 次に掲げる法律の規定中「陸運局長」を「地方運輸局長」に改める。

一 地方鐵道法(大正八年法律第五十二号)第二十

五条 第二十九条ノ三

三 日本国有鐵道法(昭和二十三年法律第二百五十六号)第六十四条

四 通運事業法(昭和二十四年法律第二百四十号)第三十六条

五 道路運送法(昭和二十六年法律第二百八十三号)第二百二十二条及び第二百二十二条の二

六 道路運送車両法(昭和二十六年法律第二百八十五号)第三十四条、第三十六条の二、第四十一条、第五十二条から第五十四条まで、第四十七条の四、第一百二条及び第一百五十五条

七 道路交通事業抵当法(昭和二十七年法律第二百四号)第二十条

八 建設機械抵当法(昭和二十九年法律第九十七号)附則第六項

九 自動車損害賠償保障法(昭和三十一年法律第九十七条)第八十四条

十 自動車ターミナル法(昭和三十四年法律第一百五十六号)第三十七条

十一 道路交通法(昭和三十五年法律第一百五十九号)第六十三条

十二 道路交通に関する特例等に関する法律(昭和三十二年法律第六十二条)

十三 内航海運組合法(昭和三十二年法律第六十二条)

十四 タクシーサービス適正化臨時措置法(昭和四十五年法律第七十号)第五十四条

十五 自動車重量税法(昭和四十六年法律第十九号)第九条及び第十条

(船舶安全法等の一部改訂)

九年法律第百九号)第五条及び第七条

十三 土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法(昭和四十二年法律第百三十一号)第七条、第八条及び

第十七条 第二十二条次に掲げる法律の規定中「海運局長」を「地方運輸局長」に改める。

(船舶安全法等の一部改訂)

第二十二条次に掲げる法律の規定中「海運局長」を「地方運輸局長」に改めると。

(船舶安全法等の一部改訂)

第二十三条 次に掲げる法律の規定中「海運局長」を「地方運輸局長」に改めると。

一 船舶安全法(昭和八年法律第十一号)第二十九条ノ六

三 海上運送法(昭和二十四年法律第二百八十七号)第四十五条の二及び第四十五条の三

四 造船法(昭和二十五年法律第二百二十九号)第五号)第九条

五 火薬類取締法(昭和二十五年法律第二百四十九号)第四十九条及び第五十条

四 第十条及び第十一条の二

五 第二十五条及び第二十六条

七 船舶職員法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十七条

八 モーターボート競走法(昭和二十六年法律第二百四十二号)第二十六条の二

九 内航海運業法(昭和二十七年法律第二百五十九号)第二十九条及び第二十九条の二

十 離島航路整備法(昭和二十七年法律第二百二十六号)第十六条

十一 臨時船舶建造調整法(昭和二十八年法律第一百四十九号)第五条

十二 倉庫業法(昭和三十一年法律第二百二十一号)第二十六条

十三 内航海運組合法(昭和三十二年法律第六十二条)

十四 タクシーサービス適正化臨時措置法(昭和四十五年法律第七十号)第五十四条

十五 自動車重量税法(昭和四十六年法律第十九号)第九条及び第十条

(特定不況業種・特定不況地域関係労働者の雇用の安定に関する特別措置法の一部改訂)

- 十四 中小企業退職金共済法（昭和三十四年法律第六百六十号）第一百条
十五 小型船造船業法（昭和四十一年法律第二百十九号）第二十三条
十六 油濁損害賠償保障法（昭和五十一年法律第九十五号）第四十四条
十七 賃金の支払の確保等に関する法律（昭和五十一年法律第三十四号）第十六条
十八 漁業再建整備特別措置法（昭和五十一年法律第四十三号）第十七条
十九 船員の雇用の促進に関する特別措置法（昭和五十二年法律第九十六号）第六条
(経過措置)

地方運輸行政の総合化及び効率化を図るため、海運局及び陸運局を統合して地方運輸局とするとともに、これに伴う関連規定の整備等を行う必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

- 第二十三条 この法律の施行前に海運局長、海運監理部長、海運局若しくは海運監理部の支局その他の地方機関の長（以下「支局長等」という。）又は陸運局長が法律若しくはこれに基づく命令にあつては、運輸省令）で定めるところにより、この法律による改正後のそれぞれの法律若しくはこれに基づく命令の規定により相当の地方運輸局長、海運監理部長又は地方運輸局若しくは海運監理部の海運支局その他の地方機関の長（以下「海運支局長等」という。）がした処分等とみなす。
- 第二十四条 この法律の施行前に海運局長、海運監理部長、支局長等又は陸運局長に対にしてした申請、届出その他の行為（以下この条において「申請等」という。）は、政令（支局長等に対してもした申請等にあつては、運輸省令）で定めるところにより、この法律による改正後のそれぞれの法律若しくはこれに基づく命令の規定により相当の地方運輸局長、海運監理部長又は海運支局長等に対してもした申請等とみなす。
- 第二十五条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお從前の例による。

昭和五十九年四月十四日印刷

昭和五十九年四月十六日發行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

K